

壱岐市景観計画

平成27年3月



目 次

第1章 景観計画について	1
1. 景観計画の目的	
2. 位置づけ	
3. 計画の体系	
第2章 恵岐市の景観の特性と課題	4
1. 景観とは	
2. 恵岐市における景観の現況	
3. 恵岐市の景観特性	
4. 景観形成における課題	
第3章 景観計画区域の設定	27
1. 区域設定の考え方	
2. 一般景観計画区域の設定	
3. 重点景観計画区域の設定	
4. 重点景観計画区域候補地の設定	
第4章 良好な景観の形成に関する方針	29
1. 基本理念	
2. 基本方針	
3. 重点景観計画区域における景観形成方針	
第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	33
1. 一般景観計画区域における行為の制限	
2. 原の辻遺跡重点景観計画区域における行為の制限	
3. 届出の流れ	
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	43
1. 景観重要建造物の指定に関する事項	
2. 景観重要樹木の指定に関する事項	
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項	44
1. 基本的な考え方	
2. 景観重要公共施設の対象	
3. 指定の方針	
第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	45
第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	46
第10章 自然公園法の許可の基準	46
第11章 景観づくりの実現化方策	47
1. 市民・事業者・行政等の連携	
2. 市民意識の醸成に向けて	
3. 推進方策	
4. 推進体制	

1. 景観計画の目的

壱岐市は、福岡市と対馬市の間地点に位置し、壱岐島、大島、長島、原島、若宮島の5つの有人島※と、19の無人島で構成され、人が自然とともに生き、暮らしの中に歴史、文化が生きている島です。壱岐は、中国の歴史書『魏志倭人伝』に「一大國（一支國）」として書かれているように、古くから大陸文化の中継地として重要な役割を持っており、国指定特別史跡の「原の辻遺跡」、国指定史跡の「勝本城跡」をはじめとして、県下に類を見ない巨石古墳群など、貴重な歴史遺産が、古代から近代に至るまで数多く存在しています。また、壱岐対馬国定公園に指定され、郷ノ浦や勝本等の漁港や自然海岸といった、島らしい豊かな自然景観が見られます。

これらの重要な景観を構成する要素を後世に残すためには、市民、事業者、行政がその魅力に気づき、協働で守り育てることが必要となります。そこで、新たな壱岐市における総合的な景観形成を図ることを目的として本計画を策定するものとし、景観に関する住民の意向・意識を十分に理解し、市民、事業者、行政が協働で壱岐市の景観を形成していくための「壱岐市景観条例*」を制定します。

※第60版(平成25年)長崎県統計年鑑島しょ一覧による

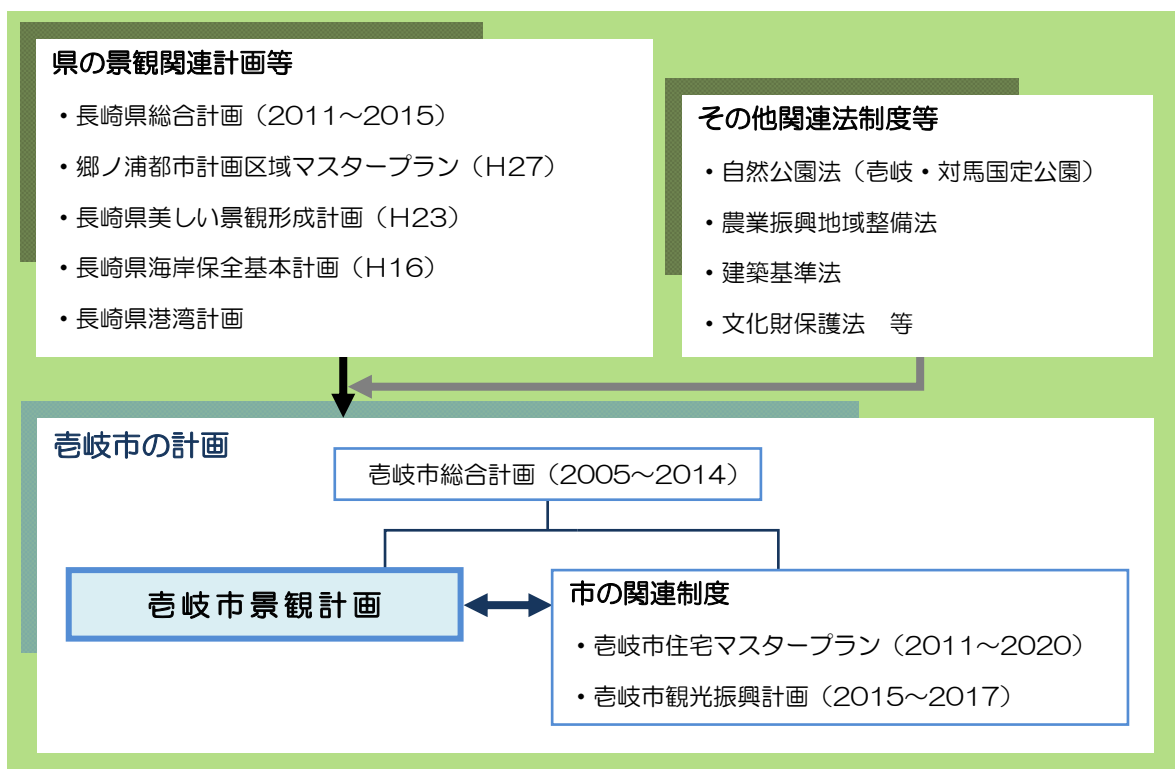
2. 位置づけ

景観計画*の主眼は必ずしも強い規制をかけることではありません。市民一人ひとりの意向や思いが十分に反映され、「壱岐市らしい景観」の意味や価値を再認識し、身近なところから景観をより良くする取り組みを実践できる計画であることが大切です。

壱岐市景観計画は、各種関連計画に示される理念や将来像を、景観形成の面から実現していくための計画として位置づけます。

本計画は、景観法*第8条に基づく景観計画として策定するもので、長崎県が策定した「長崎県美しい景観形成計画」との整合・調整を図るとともに、市や県の関連分野の計画や法制度等との連携・調整を図ります。

さらに、法定計画に留まることなく、「景観まちづくり」を総合的に推進するための計画（マスタープラン）と位置づけます。



3. 計画の体系

景観は、その地域の自然や歴史、文化の上に人々の営みを通じて形成されるものであり、景観法は、地域特性に応じた柔軟な運用が可能な制度でもあります。

景観法には5つの基本理念が掲げられています。

■景観法（第2条）の基本理念の要旨

基本理念1

良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠な国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恩恵を受けられるよう整備、保全が図られなければならない。

基本理念2

良好な景観は、適正な制限の下に地域の自然、歴史、文化などと人々の生活、経済活動とが調和した土地利用となることにより、その整備、保全が図られなければならない。

基本理念3

良好な景観は、地域の特性と強く関連するものであることから、それぞれの地域の個性及び特色の発展につながるよう、多様な形成が図られなければならない。

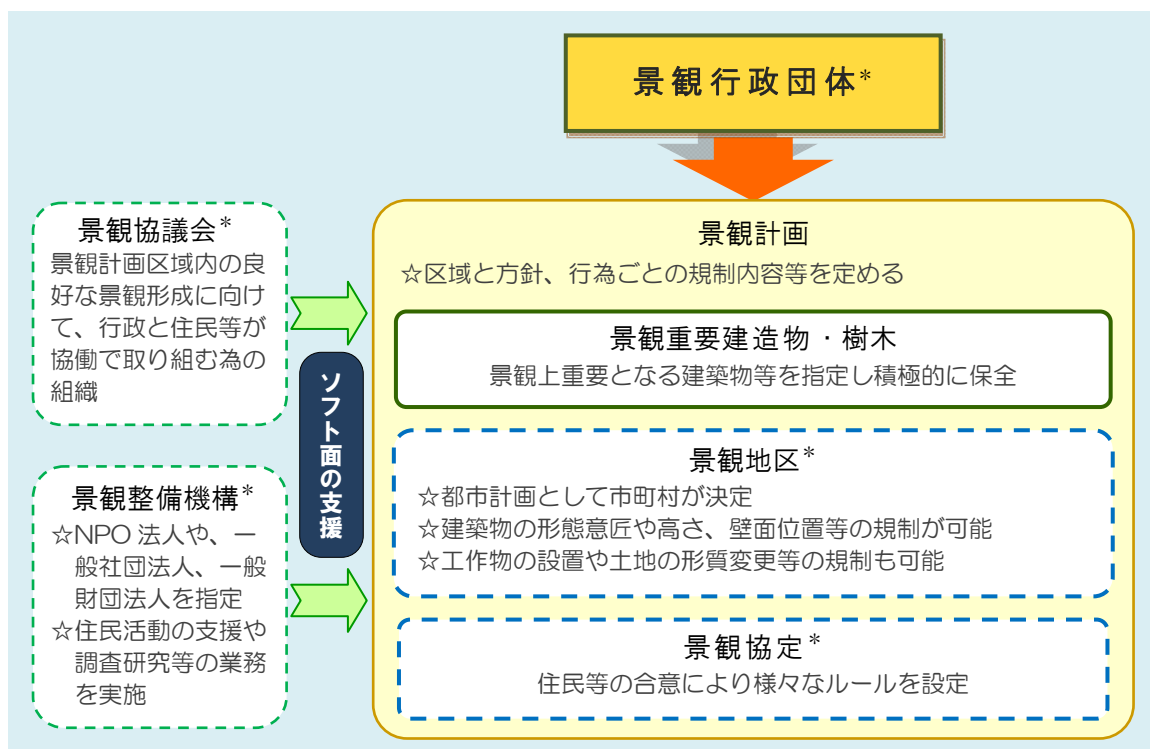
基本理念4

良好な景観は、地域の活性化の手助けとなるよう、地方公共団体、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的な取り組みがなされなければならない。

基本理念5

良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することだけではなく、新たに良好な景観を創出することを含み行われなければならない。

■景観法の制度イメージ



景観計画は景観法に基づき、景観計画で定める事項として『必須事項』と『選択事項』があります。制度上、複数の“景観計画”と“景観計画区域”を設定することが出来ます。

<必須事項>

- 景観計画区域
- 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

届出対象となる行為及び景観形成基準を定める。

景観形成上、重要な建築物や工作物、樹木を大切に保管するための指定の方針を定める。

<定めることが望ましい事項>

- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

<選択事項>

- 屋外広告物*の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

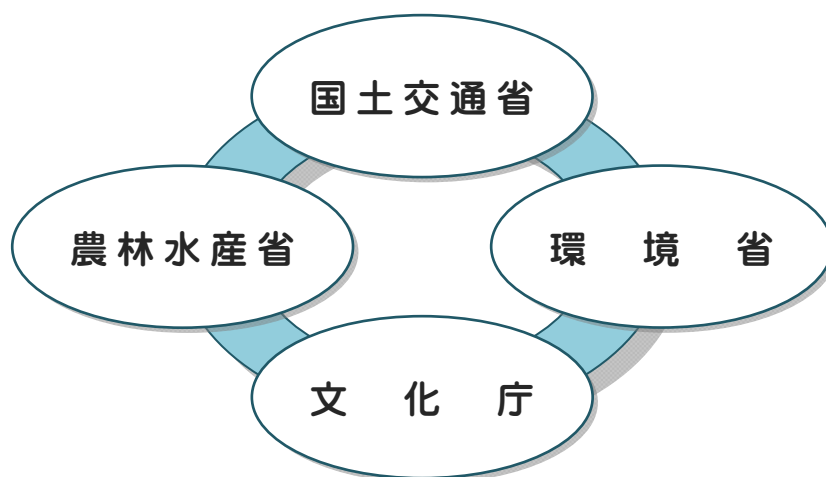
屋外広告物の表示や掲出に関する事項について、景観計画に定めることで規制・誘導を行うことができる。
(屋外広告物条例との連携・整合が可能に)

景観形成上、重要な公共施設(道路・公園・河川等)の整備や占用等の基準を定めることができる。

景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域について、景観を保全・創出するために必要となる基本的な事項を定めることができる。
(農業施策との連携・整合が可能に)

自然公園内における集落等において、周囲と一体的な良好な景観形成を図るためにより細やかな基準を定めることができる。

景観計画は省庁が横断的に管轄している計画であり、複合的な景観まちづくりの検討が支援されています。

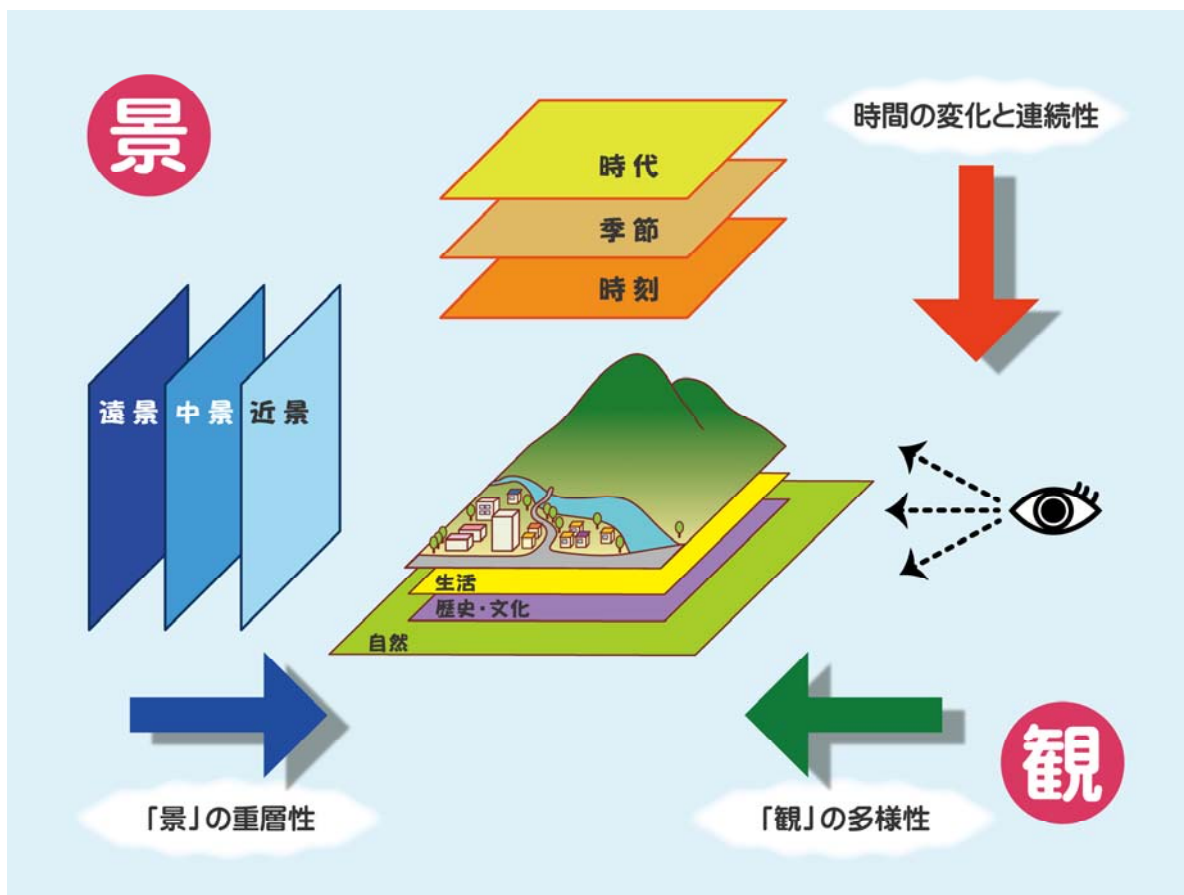


1. 景観とは

景観とは、海、川、山といった自然物や建物や道路等、目に見えるものだけではなく、その場所やまちから感じられるすべてのものを含みます。

それらは、そこで人々の生活や営み、歴史や文化といったものの積み重ねで形成されていくものです。住宅、公園、道路、それらを取り囲む海、川、山等の自然環境とその上で行われる生活の様子などすべてが壱岐市の景観を特徴づけるものであり、それらは地域固有の財産として次世代に継承していくべきものです。

■景観の概念



2. 壱岐市における景観の現況

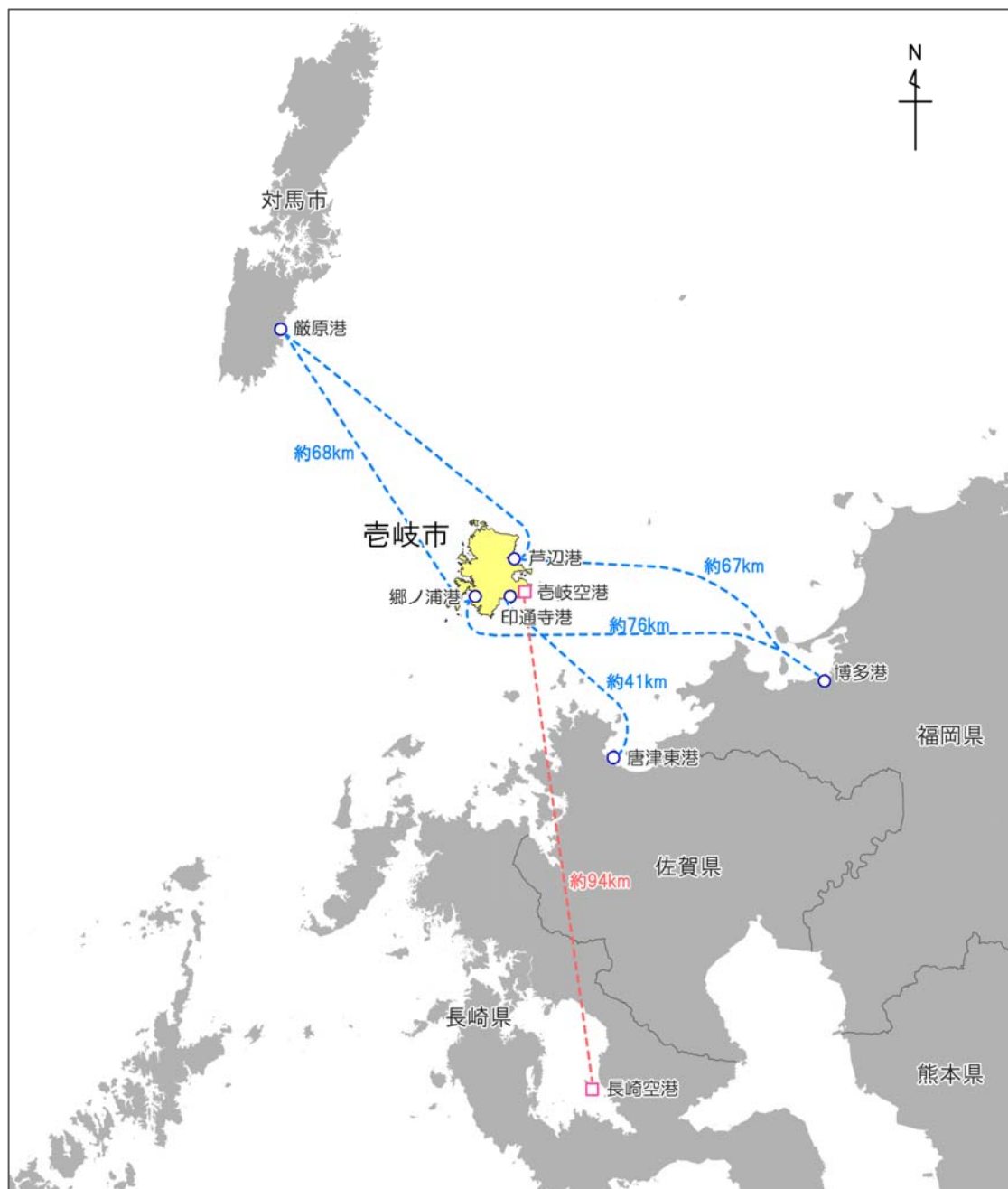
(1) 壱岐市の概要

① 壱岐市の地理的特性と地勢的特性

壱岐市は玄界灘に面し、福岡県の博多港から郷ノ浦港まで西北約 76km、佐賀県唐津東港から印通寺港まで北約 41km で、福岡市と対馬市^{はたほこ}の中間に位置しています。

やや南北に長い亀状で、南北約 17km、東西約 15km、総面積 139.42 km²、壱岐本島と 24 の属島（有人島 5・無人島 19）からなる島です。

地形は一般に丘陵性の玄武岩をなし、高度 100m を超える山地が占める面積はきわめてわずかです。分水嶺は西に偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川^{かいたほこ}は西から東に流れ、その流域には壱岐市最大の平野（深江田原）が発達しています。海岸線は、発達した海食崖^{かいしょくがい}がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきました。



図：位置図

②沿革

壱岐市の行政区としては、明治4年（1871年）7月14日、廃藩置県により平戸県、同年11月14日、長崎県の管轄となりました。その後、法制度により数段階の合併、分割等を経て、平成16年3月1日に郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の合併により壱岐市が誕生し、現在に至ります。

表：壱岐市行政区のあゆみ

明治4年7月14日	廃藩置県により平戸県となる。
明治4年11月14日	長崎・平戸・島原・福江・大村を合わせて長崎県の管轄となる。
明治5年2月	区政施行により、壱岐を第76大区・77大区・78大区の3大区とし、浦を村に合わせて22小区（22村）に区分。壱岐の自治制の基礎ができる。
明治6年12月	3大区を廃止し、全島を第30大区とする。
明治11年10月	郡区町村編制法により、壱岐郡・石田郡の2郡となり22村に分けられる。
明治22年4月1日	市町村制施行により、壱岐・石田の2郡、12村（武生水村・渡良村・柳田村・沼津村・志原村・初山村・香椎村・鯨伏村・田河村・那賀村・箱崎村・石田村）となる。
明治29年4月1日	壱岐・石田の2郡を合併、壱岐郡となる。
大正11年8月	壱岐総村組合設立。
大正14年4月1日	武生水村が武生水町となる。
大正15年7月1日	壱岐郡役所を廃止して壱岐支庁が設置される。
昭和10年4月1日	香椎村が勝本町となる。
昭和22年11月3日	田河村が田河町となる。
昭和23年4月1日	壱岐郡12町村をもって壱岐郡町村組合を設立する。
昭和30年2月11日	町村合併促進法により、武生水町・渡良村・柳田村・沼津村・初山村・志原村の6町村が合併して郷ノ浦町となる。また、勝本町と鯨伏村が合併して勝本町となる。
昭和30年4月1日	田河町・那賀村が合併して芦辺町となる。
昭和31年9月30日	芦辺町に箱崎村を編入する。
昭和33年4月1日	郷ノ浦町の久喜触*を石田村に編入する。
昭和36年4月1日	芦辺町湯岳地区の射手吉触と興触の一部を石田村に編入する。
昭和45年8月1日	石田村が石田町となる。
昭和56年4月1日	壱岐郡町村組合を壱岐広域圏町村組合と改称する。
平成16年2月29日	合併に伴い壱岐広域圏町村組合が解散する。
平成16年3月1日	郷ノ浦町・勝本町・芦辺町・石田町が合併して壱岐市となる。

(2) 上位・関連計画における景観形成の位置づけ

県や市の上位・関連計画における、景観形成の位置づけを以下に整理します。

表：長崎県の景観関連計画

『長崎県総合計画』 ■策定期間：2011 年～2015 年（平成 23 年～27 年） ●基本理念：人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県づくり 「人」が互いに支えあいながら安心して幸せに日々の暮らしを送り、産業を支え、地域で活発に活動することによって、「産業」や「地域」に活気があふれ、日本や世界の中で輝く長崎県の実現を目指す ●しまは日本の宝戦略～しまの多様性を活かす～ ○基本方針 ・離島の重要性の発信 ・自律的発展の基礎と不利条件の解消 ・医療等の確保による生活の安定と離島の特性に応じた産業の活性化 ・しまの持つ多様性を活かした他地域をリードする取組
『郷ノ浦都市計画区域マスタープラン』 ■策定期間：平成 27 年 3 月 ●都市づくりの基本理念(郷ノ浦) ○都市づくりの基本理念 ・豊かな自然と歴史文化を守り、これを活かした都市づくり ・壱岐の海の玄関口として、利便性と魅力ある都市づくり ・農業と漁業の資源を活かし、観光業の振興を促す、活気に満ちた都市づくり ○地区ごとの市街地像 ・郷ノ浦港周辺地区 本都市計画区域の中心市街地であり、市庁舎や国・県の機関などの業務施設や商業施設が集積する地区である。今後も、壱岐全島において中心的な役割を果たす商業・業務の拠点として、利便性の高い魅力ある市街地の形成を図る。 ・大谷公園周辺地区 総合グラウンドやソフトボール専用球場、ゲートボール場、テニスコート、体育館、芝生広場などを有する大谷公園が整備されている。当該地区を、自然・レクリエーションの拠点として位置づけ、住民が憩い、安らぐことのできる場としての空間形成を図る。
『長崎県美しい景観形成計画』 ■策定期間：平成 23 年 4 月 ●良好な景観形成の基本目標 ○美しい長崎景観宣言 ①蒼い海と火山の自然景観の保全 ②海外交流や日本近代化の歴史を示す重層的な文化景観の保全 ③生活文化や地域への愛着がにじみ出る景観の育成 ④代表的な景観を巡って楽しめる周遊景観の構築 ⑤景観づくりを支える担い手づくり
『長崎県海岸保全基本計画（五島・壱岐・対馬）』 ■策定期間：平成 16 年 3 月 ●基本理念 ○テーマ：四方の海から人々をまもり 親しみある西海の海岸づくり ①人々の生命と生活を守る海岸の整備 ②豊かな自然環境と共生する海岸の保全と整備 ③憩い・交流の場としての海岸の実現 ●海岸環境の整備及び保全に関する施策 ・自然への配慮 ・海岸環境保全活動 ・海岸風景の保全 ・藻場の保全 ・環境情報の収集 ・新技術の適用 ●海岸における公衆の適正な利用に関する施策 ・観光資源の整備 ・利用者に配慮した施設計画 ・地域住民との連携 ・海岸利用時のマナー向上 ・生物保護のための車両乗り入れ規制 ・新技術の適用
『長崎県港湾計画』 ●壱岐市内港湾 整備予定 ○郷ノ浦港：渡良地区において、郷ノ浦～大島間のフェリー対応施設の整備を行う

表：壱岐市の景観関連計画

『壱岐市総合計画』 ■策定期間：2005 年～2014 年（平成 17 年～26 年）
●将来像 —海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐— （いきいきアイランド） ●基本理念 —自ら関わり、共に創る自然の島づくり— ●まちづくりの基本方針 1. 産業振興で活力あふれるまちづくり～産業振興～ 2. 福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり～福祉・健康～ 3. 自然を生かした、環境にやさしいまちづくり～自然・生活環境～ 4. 心豊かな人が育つまちづくり～教育・文化・スポーツ～ 5. 国内外交流が盛んなまちづくり～国内外交流～ 6. さまざまな人が関わりあうまちづくり～地域経営～ ●壱岐市に活力をもたらす牽引プロジェクト 〈1〉いきいきわくわく観光コンビニエンス構想 〈2〉めざせ日本一！いきいき食の原産国構想 〈3〉古代浪漫の宝庫！歴史と文化の島づくり構想 〈4〉蛸が乱舞！悠々快適いきいきアイランド構想
『壱岐市住宅マスタープラン』 ■策定期間：平成 23 年度～平成 32 年度
●基本理念 住んでみたい・住み続けたい・また住みたい 豊かな自然とともに暮らす “いきいき” ライフ 基本目標 1：安全性の高い住まいとまち 基本目標 2：安心して暮らせる住まいとまち 基本目標 3：多様な居住ニーズに対応した住まいとまち 基本目標 4：長く住み継がれる住まいとまち 基本目標 5：地域の個性を生かした住まいとまち ●基本方針 ・地域活性化に向けた魅力ある住まい・住環境づくり ・自然・歴史・文化を活かした個性ある住まい・住環境づくり ・地域で安心して暮らすことのできるコミュニティづくり
『壱岐市観光振興計画』 ■策定期間：2015 年～2017 年（平成 27 年～29 年）
●コンセプト 玄界灘の宝石箱・壱岐 ～夢の浮島・二千年の歴史と美食を求めて～ ●基本方針・基本施策 1. 「しまの宝」を活かした観光地づくり 2. 「おもてなし」の推進運動 3. 観光基盤づくりの整備・充実 4. 観光振興を担う「観光まちづくり組織」の構築 5. 情報発信・誘致戦略の強化
『特別史跡原の辻遺跡保存整備実施計画』 ■策定期間：2003 年（平成 15 年3月）
●保存整備基本計画における基本方針 1. 一支国遺跡博物館 2. 変化する遺跡 3. 体験学習場 4. 研究拠点 5. 現代の一支国 6. 弥生の風景 7. 振興拠点

(3) 壱岐市のこれまでの景観形成に関わる取り組み

壱岐市はこれまでに勝本浦地区街なみ環境整備事業等、景観に関わる取り組みを行ってきました。年度ごとにまとめたものを以下に示します。

表：壱岐市の景観形成に関わる取り組み

◆平成 16 年度
・壱岐市総合計画・・・「海とみどり、歴史を活かす癒しのしま、壱岐」 自然環境の保全と活用を図りつつ、快適な住環境の整備を行うこととし、景観形成のための啓発活動に努めている ・壱岐勝本浦まちづくり推進委員会を設立 ・壱岐勝本浦まちづくり基本構想を作成
◆平成 17 年度
・学職経験者等による「まちなみ(歴史的建造物群)の実態調査」 ・基本計画策定に向けたワークショップ*の開催 ・勝本浦地区美しいまちづくり基本計画を策定
◆平成 18 年度
・事業計画策定に向けたワークショップの開催 ・勝本浦地区街なみ環境整備事業計画書を策定
◆平成 19 年度
・勝本浦地区街なみ整備に関する住民協定締結 ・勝本浦地区街なみ環境整備事業に着手 ・市全域における壱岐市の景観についてアンケート実施
◆平成 20～21 年度
・勝本浦地区、小公園整備（休憩所）や家屋の修景事業を実施
◆平成 22 年度
・平成 22 年 9 月 景観行政団体に移行 ・引き続き修景事業実施
◆平成 25～26 年度
・関連各課との協議を行い、景観現況調査や壱岐市の景観特性の整理を図る ・平成 25 年 10 月に景観アンケートを実施 ・壱岐市景観計画庁内検討委員会を開催 ・壱岐市景観計画策定委員会を開催 ・平成 26 年 2 月に景観シンポジウムを開催

(4) 壱岐市における関連法規制等



図：法規制図

(5) 市民意識における景観の現況（アンケート結果）

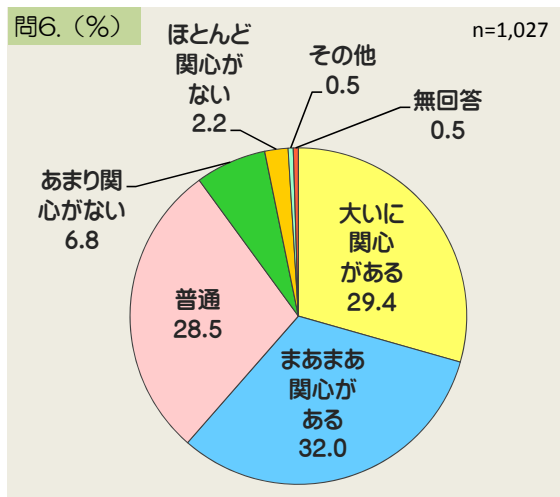
杵岐市の景観に関する地域住民の意識調査アンケートを平成 25 年 10 月に行いました。
その内容のまとめは下記のとおりです。

■配布数 2,500 件 ■有効回答数 1,010 件 ■回答率 40.4%

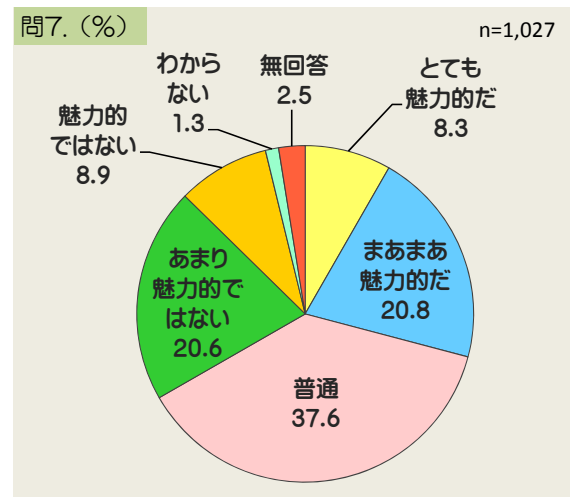
①杵岐市の景観の現況について

- 61.4%の市民が杵岐市の景観に関心があります。
- 居住地周辺で景観が魅力的であると感じる人と魅力的ではないと感じる人はほぼ同程度でした。
- 杵岐市の景観に問題が無いと感じる回答は1.1%でした。
- 杵岐の景観で気になる点、問題点は下記の内容に多くの回答がありました。

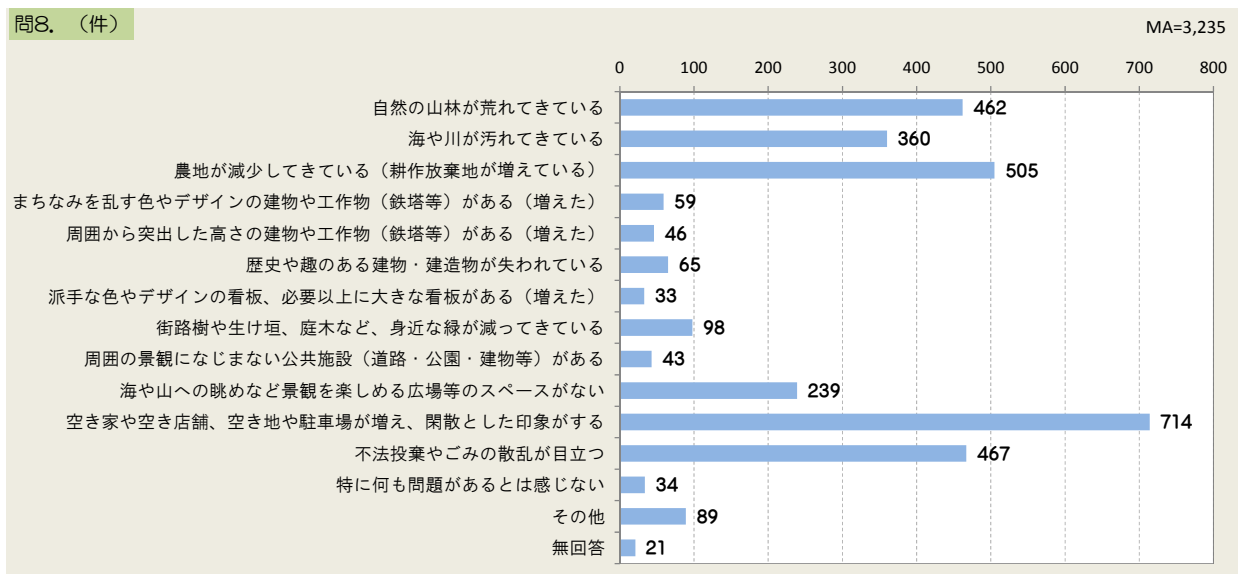
- ・空き家や空き店舗、空き地や駐車場が増え、閑散とした印象がある：714 件
- ・農地が減少してきている、耕作放棄地が増えている：505 件
- ・不法投棄やごみの散乱が目立つ：467 件
- ・自然の山林が荒れてきている：462 件
- ・海や川が汚れてきている：360 件



問6 現在、お住まいの地区や周辺で目にする景観等に関心がありますか？



問7 お住まいの地区の景観は魅力的だと思いますか？

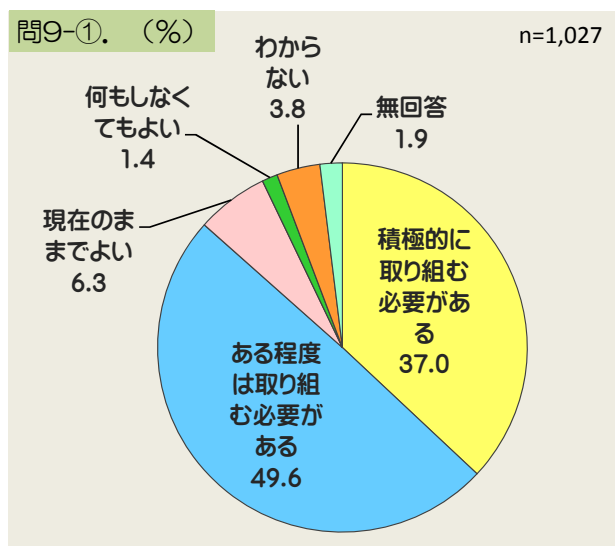


問8 普段目にする杵岐市の景観において、“気になる”、“問題である”と感じることはありますか？

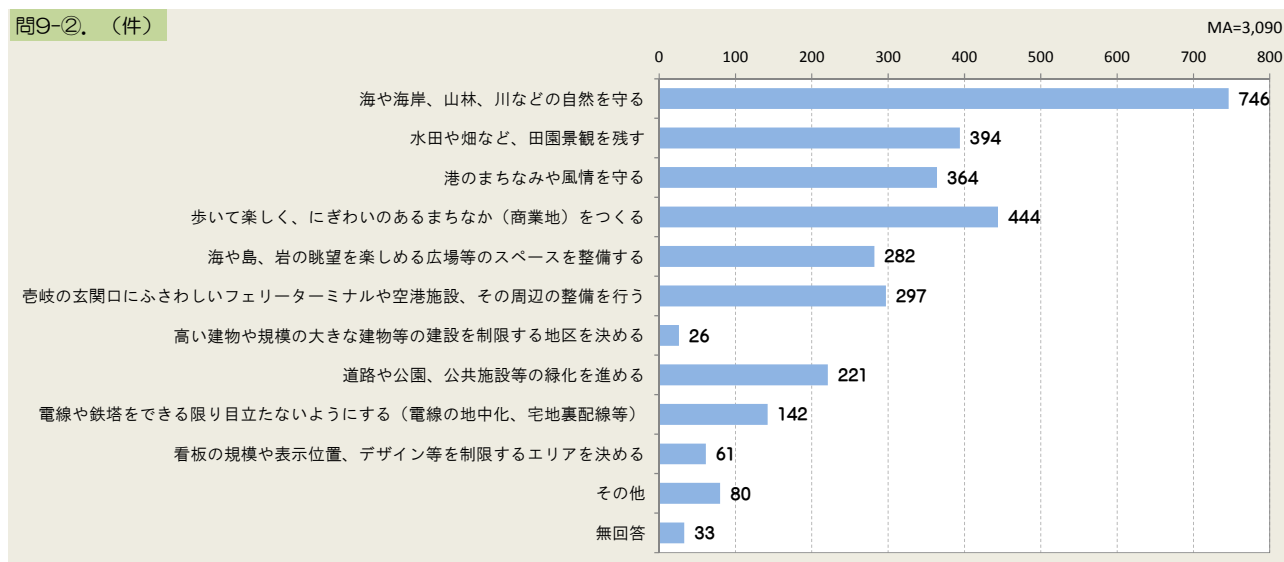
②壱岐市の景観形成について

- 86.6%の市民が壱岐市全体で景観形成に取り組む必要があると考えています。
- 景観形成を進める際に特に重要だと思われるものは以下の内容に多くの回答がありました。

- ・ 海や海岸、山林、川などの自然を守る：746 件
- ・ 歩いて楽しく、にぎわいのあるまちなか（商業地）をつくる：444 件
- ・ 水田や畑など、田園風景を残す：394 件
- ・ 港のまちなみや風景をまもる：364 件
- ・ 壱岐の玄関口にふさわしいフェリーターミナルや空港施設、周辺の整備を行う：297 件
- ・ 海や島、岩の眺望を楽しめる広場などのスペースを整備する：282 件



問9① 壱岐市全体において積極的に景観形成に取り組む必要がありますか？



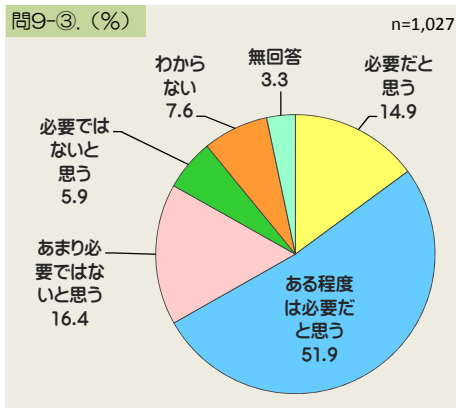
問9② 景観形成を進める際に特に重要だと思われるもの

- 景観づくりのルール設定に関しては、壱岐市の景観を守り、またより魅力的にしていけるには規制誘導を決める必要があるという回答が66.8%ありました。
- 市全域へのゆるやかなルールと重要な地区へのきめ細やかなルールの両方を設ける方がよいとの回答が最も高く、273件でした。
- 市が積極的に取り組む必要があるものは以下内容に多くの回答がありました。

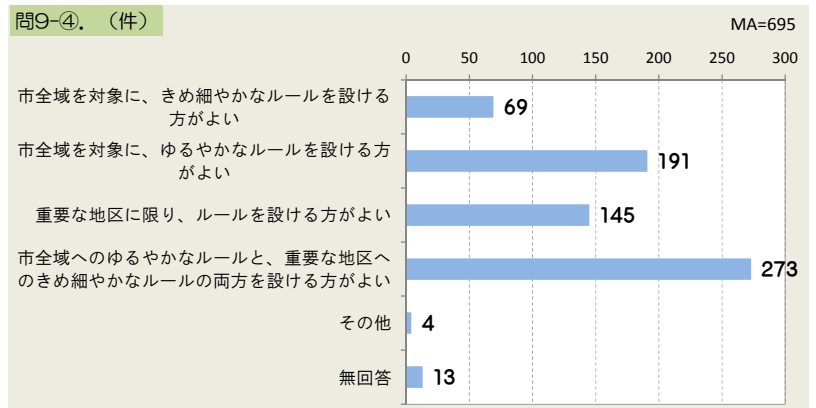
- ・空き家や空き店舗への対策：643件
- ・ゴミのポイ捨てや産業廃棄物、海岸漂流ゴミへの対策：570件
- ・空き地や耕作放棄地への対策：431件
- ・壱岐市として景観形成の目標や方針を市民に周知する：342件

- 地区を代表する景観として以下の内容に多くの回答がありました。

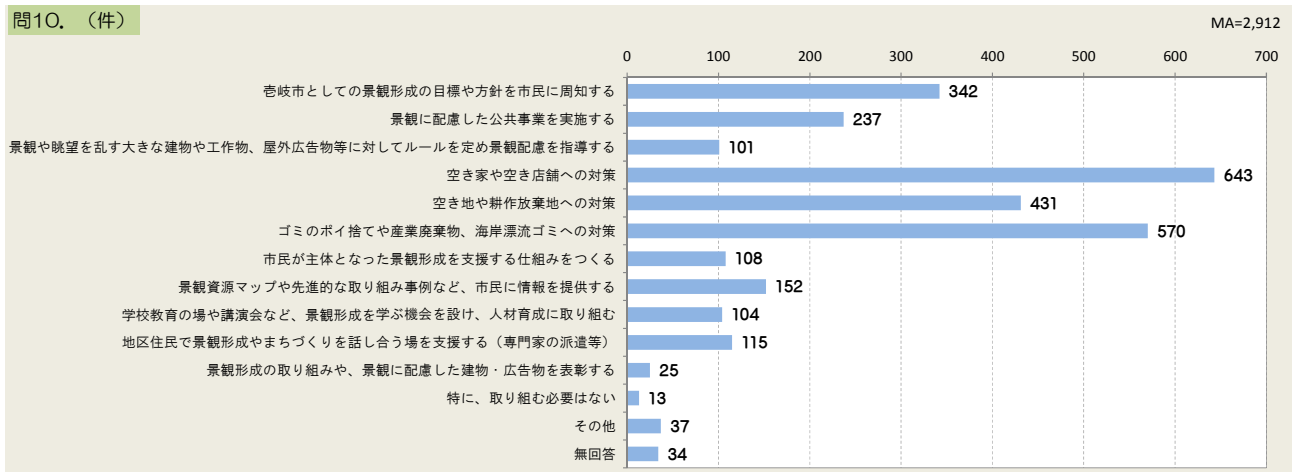
- ・港の集落のまちなみ、船が連なる港の景観：419件
- ・海岸線や海水浴場近くの景観：416件
- ・田んぼや棚場などの農作物の景観：394件



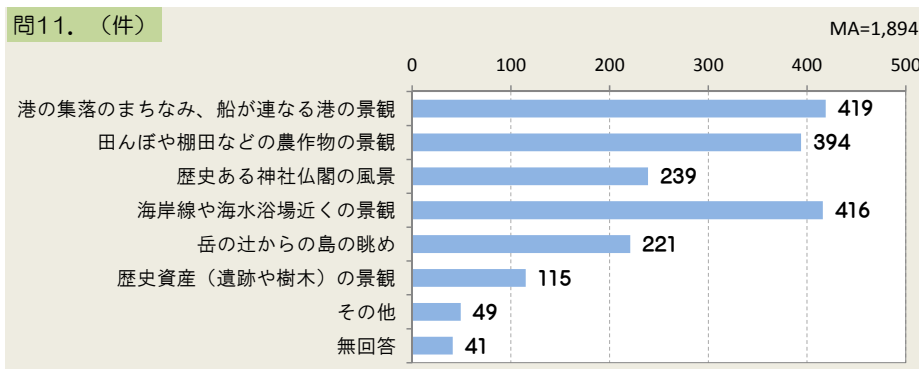
問9③ 景観法に基づいたルール設定は必要ですか？



問9④ ルールを決める時にどのような方法が良いですか？



問10 壱岐市が積極的に取り組む必要があることはなんですか？



問11 地区を代表する景観はなんですか？

3. 壱岐市の景観特性

(1) 自然的景観

壱岐市の海岸線は、発達した海食崖*がみられる北東部を除けば出入りが多く、大小の湾入があり天然の良港として古くから発展してきました。また、西側は激しく^{おぼれだに}溺谷の原型を保っており、南東岸には大小の砂浜が点在し、筒城浜海水浴場、大浜海水浴場、錦浜海水浴場等の砂丘海岸も点在し、海水浴場として利用され、「日本の渚百選」、「快水浴場百選」に選ばれた砂浜も存在しています。また、猿岩や鬼の足跡（日本百名洞）、県指定天然記念物の初瀬の岩脈といった壱岐市を特徴づける自然景観が存在します。

昭和 43 年 7 月 22 日に、壱岐の一部地域が壱岐対馬国定公園に指定、また、昭和 53 年 6 月 16 日には、辰ノ島・手長島^{たながしま}・妻ヶ島の 3ヶ所が海域公園地区に指定されています。また、県指定天然記念物の植物『勝本のハイビャクシン群落』、『壱岐報恩寺のモクセイ』、『壱岐志原のスキヤクジャク群落』、『壱岐渡良のアコウ』や『初瀬の岩脈』等が存在し、自然の文化財として認定された自然景観も島内各所に存在しています。

壱岐島の地形は玄武岩による丘陵地で、全体的になだらかで、高度 100mを超える山地が占める面積はわずかです。分水嶺は西に偏り、谷江川は北西から南東に、幡鉾川は西から東に流れ、その流域には壱岐市最大の平野（深江田原）が発達しています。岳ノ辻（標高 212.8m）や男岳（標高 150m）といった標高の高い地形を中心として島の 35%を森林が覆っており、市街地や田園、集落の背後景観となっています。これらの森林は、魚つき*、防風、水源涵養林^{かんようりん}*としても地域住民の生活に深く関わっています。



鬼の足跡



猿岩



壱岐の土台石



筒城浜海水浴場



図：壱岐市の自然的景観

（２）歴史・文化的景観

壱岐市は、３世紀の中国の史書『魏志倭人伝』に「一大國（一支國）」として登場し、「広さ三百里平方ばかり、竹木・叢林*が多く、三千ばかりの家がある。ここはやや田畑はあるが、水田を耕しても食料には足らず、やはり南や北と交易して暮らしている。」と記されています。古代に入ると、対馬とともに国境防衛の要地となり、「日本書紀」には天智天皇３年（664）に、「壱岐・対馬に防人と烽^{のろし}を置く」と記されています。中世、元寇直後の永仁元年（1293）、波多宗無^{かめおかじょう}が亀丘城を築いて壱岐を統治し、1571年以降明治維新まで平戸の松浦氏が壱岐を統治しました。明治11年（1878）、郡区町村制施行により2郡12村、昭和30年（1955）「町村合併促進法」で3町1村などの合併などを経て、平成16年（2004）3月1日には、郷ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町の4町が合併して壱岐市となりました。

現在でも貴重な歴史遺産として、弥生時代の国指定特別史跡「原の辻遺跡」、約280基の古墳群、古事記における国生み神話、平安時代の日本の法典である「延喜式」に記された格式の高い24の神社（式内社）、鎌倉時代の元寇の史跡、豊臣秀吉が朝鮮出兵に備えて築城させた勝本城跡、江戸時代に繁栄を誇った「鯨組」等、それぞれの時代のものが島内の至るところに数多く残されています。また、昭和62年（1987）1月に国の重要無形民俗文化財の指定を受けた「壱岐神楽」は、約600年の古い伝統と歴史を持つ神事芸能で、貴重な文化財として認識されています。

現在、「原の辻遺跡」は原の辻一支国王都復元公園として整備されており、壱岐の歴史・文化的景観を伝える重要な要素となっています。本史跡が位置する地域は農地利用が多く、周囲を取り囲む山地までの眺望が開けており、当時の景観を彷彿させる風景であり、大きな障害物も現在のところありません。

また、勝本浦に存在する、江戸時代に繁栄を誇った「鯨組」などの歴史・文化的資源は「勝本浦地区街なみ環境整備事業」の対象となり、壱岐市の歴史的な漁業集落の様子を見ることができる貴重なまち並みを形成しています。



原の辻遺跡



勝本城跡



壱岐白沙八幡神社社叢



壱岐の鏡岳神社

表：壱岐市の歴史・文化資源（国及び県指定文化財）

指定状況	名 称	所在地
国指定 重要無形民俗文化財	壱岐神楽	
国指定 特別史跡	原の辻遺跡	芦辺町・石田町
国指定 史跡	壱岐古墳群	勝本町・芦辺町
国指定 史跡	勝本城跡	勝本町
国指定 天然記念物	辰ノ島海浜植物群落	勝本町
国選択 無形民俗文化財	壱岐の船競争行事	
県指定 史跡	亀丘城跡	郷ノ浦町
県指定 史跡	文永の役新城古戦場	勝本町
県指定 史跡	壱岐国安国寺跡	芦辺町
県指定 史跡	壱岐国分寺跡	芦辺町
県指定 史跡	弘安の役瀬戸浦古戦場	芦辺町
県指定 史跡	大塚山古墳	芦辺町
県指定 天然記念物	志原のスキヤクジャク群落	郷ノ浦町
県指定 天然記念物	渡良のアカウ	郷ノ浦町
県指定 天然記念物	壱岐の鏡岳神社社叢	郷ノ浦町
県指定 天然記念物	初瀬の岩脈	郷ノ浦町
県指定 天然記念物	勝本のハイビャクシン群落	勝本町
県指定 天然記念物	壱岐報恩寺のモクセイ	勝本町
県指定 天然記念物	壱岐のステゴドン象化石産出地	勝本町
県指定 天然記念物	壱岐国分のヒイラギ	芦辺町
県指定 天然記念物	壱岐安国寺のスギ	芦辺町
県指定 天然記念物	壱岐長者原化石層	芦辺町
県指定 天然記念物	壱岐白沙八幡神社社叢	石田町



壱岐古墳群（掛木古墳）



壱岐神楽



図：壱岐市の歴史・文化資源

(3) まち並み景観

壱岐市の地名には、「浦」、「触^{ふれ}」、「島」のいずれかがつき、「浦」は漁業、商業を中心とした地域で旧町村では中心的な地域でした。また、「触」は農業を中心とした地域で、一部を除き、散村形態をとっています。また、「島」は壱岐島周辺の島のことで、壱岐市は「浦」、「触」、「島」で大きく分かれたまち並みをもっています。特に、壱岐市では「浦」と「触」が次のような意味をもって二元構造をもっていたと考えられています。

- 1) 背戸山一屋敷一前畑を1単位とした農家が散在し、その中にビジュアルな中心のない「触」の散居集落は、いわば一種の均質空間であって、それに対比して「浦」はアクティブな活動の場であり、「触」にとっては外部にある中心地と言えるものであった。
- 2) 「浦」は密居集落であり、農地を持つことが出来なかったが、それによって「触」は農地を最大限確保し、生産を高めることが出来た。
- 3) 「触」が土地割替制度を基盤にした定住社会であるのに対して、「浦」は漂泊の世界であり、漁業、小崎の家舟、渡良浦の北前船など、海を媒介とした対外的活動の拠点であり、外へ開かれた窓口の役割を果たした。
- 4) こうした対照的な二つの世界を結ぶものとして、市が行われ、相互の交流の場となった。

この「浦」と「触」の関係は、今の壱岐市のまち並み景観の根底にあるものです。現在でも、街なみ環境整備事業が策定された勝本浦では壱岐の「浦」のまち並みを見ることができ、また、一部の農地集落部では、住宅と農地と背後の樹林地が形成する「触」の集落形態を見ることができます。



図：「触」の散居住宅の配置パターン（平面図、立面図）



勝本町の散居住宅



芦辺港周辺に広がる散居集落

(4) 産業の景観

主な島内の産業は、農業、水産業、建設業、卸売・小売業、飲食店、サービス業です。産業就業人口をみると、平成 22 年度のデータで最も就業人口の割合が多いものが第 3 次産業の 60.8%で、次いで第 1 次産業の 22.6%、第 2 次産業の 17.3%となっています。また各産業の中で最も多い区分として、第 1 次産業では農業、第 2 次産業では建設業、第 3 次産業では卸売・小売業となっています。農業に関しては、作物は水稻、葉たばこ、肉用牛の主幹作物を中心に、メロン、いちご、アスパラガスなどが主で、施設園芸や野菜、花木等を取り入れた複合経営が主体となっています。耕地は島の約 28%を占め、長崎県内でも最も耕地利用が進んでいる地域です。水産業は好漁場に恵まれ、平成 20 年末の登録漁船は 2,057 隻で、イカ、ブリ、マダイ、マグロなどを主要漁獲としています。また、岩礁地帯が多いことから、アワビ、ウニなどの磯根資源も豊富です。

第 3 次産業の多くを占める卸売・小売、飲食店・宿泊業に関連する施設は郷ノ浦港が存在する郷ノ浦町、芦辺漁港の存在する芦辺町、印通寺港と壱岐空港の存在する石田町や市内の主要幹線道路沿いに点在しています。壱岐市ではほとんどが低層の住宅になりますが、大型商業施設や旅館・ホテルは比較的大規模な建築物となり、景観構成要素として重要なものとなります。また、主要幹線道路沿いの商業施設や娯楽施設の看板等も、景観に与える影響が少なくありません。

第 1 次産業では主に農業と漁業が盛んで、農業は山を背にして住宅の周りに田畑が広がる景観が散居集落の多くで見られます。また、原の辻遺跡周辺に大きく農地が広がっています。漁業に関しては、壱岐市の海岸線各所に漁港が点在しており、その背後の集落と合わせ、壱岐の漁村景観を形成しています。



壱岐牛



しょうもぐろ
聖母宮ご神幸



原の辻 掛け干しの様子



勝本漁港と漁火

表：就業者数・割合

単位：人、%

区 分		郷ノ浦町		勝本町		芦辺町		石田町		合 計	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
第1次産業	農業	632	12.1	377	13.9	614	16.2	313	14.6	1,936	14.0
	林業	3	0.1	1	-	10	0.3	-	-	14	0.1
	漁業	367	7.0	400	14.8	309	8.2	115	5.4	1,191	8.6
第2次産業	鉱業	2	0.0	4	0.1	4	0.1	3	0.1	13	0.1
	建設業	489	9.3	248	9.2	453	12.0	232	10.8	1,422	10.3
	製造業	281	5.4	122	4.5	219	5.8	144	6.7	766	5.5
第3次産業	電気・ガス 熱供給・水道業	17	0.3	1	0.0	45	1.2	4	0.2	67	0.5
	情報通信業	34	0.6	6	0.2	12	0.3	5	0.2	57	0.4
	運輸業	186	3.6	88	3.2	158	4.2	257	12.0	689	5.0
	卸売・小売業	826	15.8	390	14.4	578	15.3	289	13.5	2,083	15.0
	金融・保険業	58	1.1	13	0.5	37	1.0	19	0.9	127	0.9
	不動産業	34	0.6	22	0.8	22	0.6	15	0.7	93	0.7
	学術研究, 専門・技術サービス業	89	1.7	28		39		16		172	1.2
	飲食店・宿泊業	290	5.5	152	5.6	171	4.5	132	6.2	745	5.4
	生活関連サービス業, 娯楽業	166	3.2	79		86		77		408	2.9
	教育・学習支援業	346	6.6	100	3.7	122	3.2	70	3.3	638	4.6
	医療・福祉	688	13.1	314	11.6	428	11.3	216	10.1	1,646	11.9
	複合サービス事業	152	2.9	112	4.1	143	3.8	61	2.8	468	3.4
	サービス業	209	4.0	89	3.3	155	4.1	70	3.3	523	7.4
	公務	342	6.5	146	5.4	147	3.9	83	3.9	718	5.2
第1次産業		1,002	19.1	778	28.7	933	24.6	428	20.0	3,141	22.6
第2次産業		772	14.7	374	13.8	676	17.9	379	17.7	2,201	17.3
第3次産業		3,437	65.7	1,540	56.8	2,143	56.6	1,314	61.3	8,434	60.8
分 類 不 能		24	0.5	18	0.7	33	0.9	22	1.0	97	0.1
合 計		5,235	100.0	2,710	100.0	3,785	100.0	2,143	100.0	13,873	100.0

資料：国勢調査（平成22年10月1日現在）

(5) 眺望景観

特徴的な地形を有する壱岐市には、それほど標高は高くないものの、海までを一望できる眺望点が数多く存在し、そこからの美しい眺望が、景観の大きな特徴となっています。

丘陵地の斜面緑地から、農村部を経て市街地や漁港周辺、そして海へと連なる眺望景観は、壱岐市の景観の特性が全て含まれていると言っても過言ではありません。

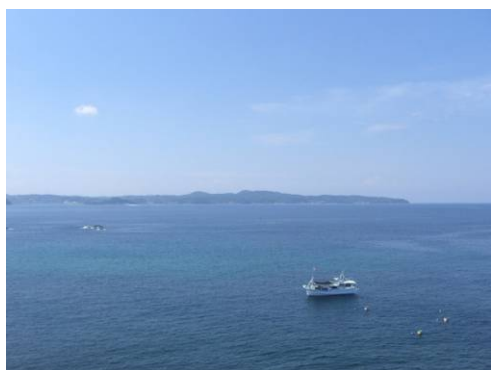
また、岳ノ辻展望台や男岳神社展望台といった眺望点は、壱岐市の自然景観やまち並み景観を眺望できる視点場ともなっています。



清石浜海水浴場



八幡海岸



左京鼻からみた魚釣崎と海女漁



左京鼻展望台



みるめ
見目関



勝本浦のまち並み



勝本町の田園風景



芦辺港



岳ノ辻からみた郷ノ浦港



岳ノ辻からみた郷ノ浦港



湯本湾に浮かぶ島々



湯ノ本漁港



猿岩



半城湾と山桜



4. 景観形成における課題

ここまでに整理した市民の景観に対する意識や景観特性、さらに景観を取り巻く様々な問題点等を踏まえ、今後解決すべき景観形成における課題について整理を行いました。

課題1：景観形成に向けた **意識を持つ**

- 海や丘陵地などの美しい自然や、地域が守り伝えてきた固有の文化や歴史を、次世代へ継承すべき貴重な景観として捉え、市民、事業者、行政が一体となって、維持・保全していく意識づくりを進めていく必要があります。
- 公共空間が先導する魅力ある景観形成を実践していくために、道路や港湾、河川などの公共整備にあわせ、良好な景観形成に資するデザインの質的向上や地域の個性を活かした整備に取り組んでいく必要があります。
- 市民一人ひとりが郷土愛を育むために、地域の特徴を活かした景観の保全・誘導、また個性的な景観を活かした取り組みを推進することで魅力あるまちづくりにつないでいく必要があります。

課題2：苓岐市の景観の基盤である **自然景観を守る**

- 苓岐市の貴重な景観の基盤である海や丘陵地などの自然環境を一体的に捉え、景観形成の取り組みを自然環境の保全につないでいくことが求められます。
- 海岸線については、今後実施される海岸護岸工事等において、自然環境への影響を、景観面、また生態系の面からも最小限にとどめるための工法を検討する必要があります。
- 農地については、土地改良事業や施設園芸施設の整備等、競争力をもった農業への転換施策が進む中で、背景の丘陵地との関係性や、原の辻遺跡周辺における歴史的風致の観点から、眺望点から見下ろした時に広がる農地の景観保全に努める必要があります。
- 丘陵地においては、今後再生可能エネルギー*施設等の開発行為が想定されることから、苓岐市の景観の背景としての位置づけを明確にし、こうした開発行為の影響を最小限にとどめるための事業手法や配置、形態・意匠の検討を行う必要があります。
- 市内における多くの視点場からの良好な眺望景観は、丘陵地の緑とその中に島のように浮かび上がる集落、そして海沿いの市街地へと連なり、海面を経て水平線へと吸い込まれていきます。このような眺望を阻害する恐れのある大規模な建築物や工作物等については、高さや形態意匠について、適切な誘導を図っていく必要があります。



ソーラーパネル



斜面の法面工事



丘陵斜面に設置されたアンテナ

課題3：壱岐市の個性的な まち並みを守る

- 壱岐市には、勝本浦地区の伝統的な漁村集落をはじめ、市内に点在する漁港とその周辺の景観、典型的な散居集落の集合体である「触」にみられる農村集落の景観、そして郷ノ浦都市計画区域内や国道沿道における市街地の景観等、個性あふれるまち並みの景観があります。これらの多様なまち並み景観を保全し、また今後の開発行為の中で適切に誘導していくことで、壱岐市のいきいきとした生活の舞台を受け継いでいく必要があります。



勝本浦地区のまち並み

- 勝本浦地区においては、平成 18 年度より街なみ環境整備事業を着手し、公共空間の整備や住宅修景補助等の事業を実施しています。しかしながら、事業区域が広範にわたっており、その整備効果が景観に寄与しているとは言い難い状況にあります。

当地区の伝統的な建造物群及び良好な漁村景観を確実に保全していくために、新たな開発行為に対する適切な誘導を図り、建造物については保存のための施策を講じていく必要があります。



勝本浦地区のまち並み

- 住宅と南側に開墾された農地、そして北側に広がる里山によって構成される、壱岐市の農村部における典型的な散居集落の形態は、壱岐市の農村景観を形づくる上での基盤となっており、生業と景観が密接に結びついた好例です。

今後、後背地の里山部における開発行為が想定されることから、適切な誘導を図るとともに、こうした伝統的な集落における生活を支えていく上での産業施策を展開させながら、壱岐市の農村景観の基盤を保全していく必要があります。



散居集落により構成される農村景観

- フェリーターミナル周辺や郷ノ浦都市計画区域内、また国道沿道等においては、新たな商業施設や業務系施設の立地が考えられます。また、これらの施設は高さ、規模が大きく、景観に大きな影響を与えるものです。その一方で、市の経済を活性化していくためには、これらの商業、業務施設の出店、立地は必要不可欠であることから、都市計画の視点からも検討を行い、市の施策として十分な調整を図りながら、開発行為について周辺環境の調和に配慮した誘導を行う必要があります。



突出した色彩の屋根



国道 382 号沿道の商業施設の状況

1. 区域設定の考え方

壱岐市においては、市全域にわたって数多くの景観資源が分布し、それら景観資源の一つ一つが地域の個性を感じさせる重要な要素となっています。

これまでも、自然公園法による自然景観の保全や長崎県美しい景観形成推進条例や壱岐市文化財保護条例等をはじめとする施策により、特定の範囲での良好な景観の形成が行われてきました。しかし、壱岐市における良好な景観形成を進めていくためには、限定された範囲での景観施策だけではなく、また、壱岐市の特徴的な地形が創り出す豊かな眺望を保全していくためにも、壱岐市全域にわたる景観施策が必要となります。

そこで、本計画では市全域（総面積 139.42km²）を景観計画区域として設定し、さらに、海の景観を守るという観点から、地先公有水面*を含めるものとします。

2. 一般景観計画区域の設定

重点景観計画区域（後述）を除いたその他の市域全体（汀線*から1kmの範囲内の公有水面を含む）を「一般景観計画区域」として定めます。

3. 重点景観計画区域の設定

全市を対象とした景観形成の必要性を踏まえ、本計画では特に重点的に景観形成を進めることが必要な区域を「重点景観計画区域」として定め、よりきめの細かいルール設定により地区特性に応じた景観誘導を図ります。また、その他の市域全体を「一般景観計画区域」と定め、緩やかなルール設定により、広域的な観点での景観誘導を図ります。

（1）原の辻遺跡重点景観計画区域

原の辻遺跡は弥生時代の環濠集落で、『魏志倭人伝』に記された「一大國（一支國）」の王都に特定された遺跡です。国の特別史跡に指定されており、これまでの発掘調査で、多重の環濠や日本最古の船着き場の跡、当時の「一大國（一支國）」が交易と交流によって栄えていたことを示す様々な遺物などが確認されています。

このように、壱岐市民だけではなく、国民共有の財産である原の辻遺跡の価値を確実に保全していくためには、史跡指定範囲のみならず、周辺に広がる豊かな農地をバッファゾーン（緩衝帯）として位置づけ、良好な歴史的風致を守っていくための景観保全を図っていく必要があります。

区域設定の考え方としては、原の辻遺跡からの眺望範囲を含むものとし、周囲を取り囲む丘陵の稜線や、道路境界等にて設定します。

一方で、本区域は壱岐市における農業生産の拠点でもあることから、市の農業施策との調整を図りながら、経済活動に支障をきたさない適切な景観誘導を図っていくものとします。

4. 重点景観計画区域候補地の設定

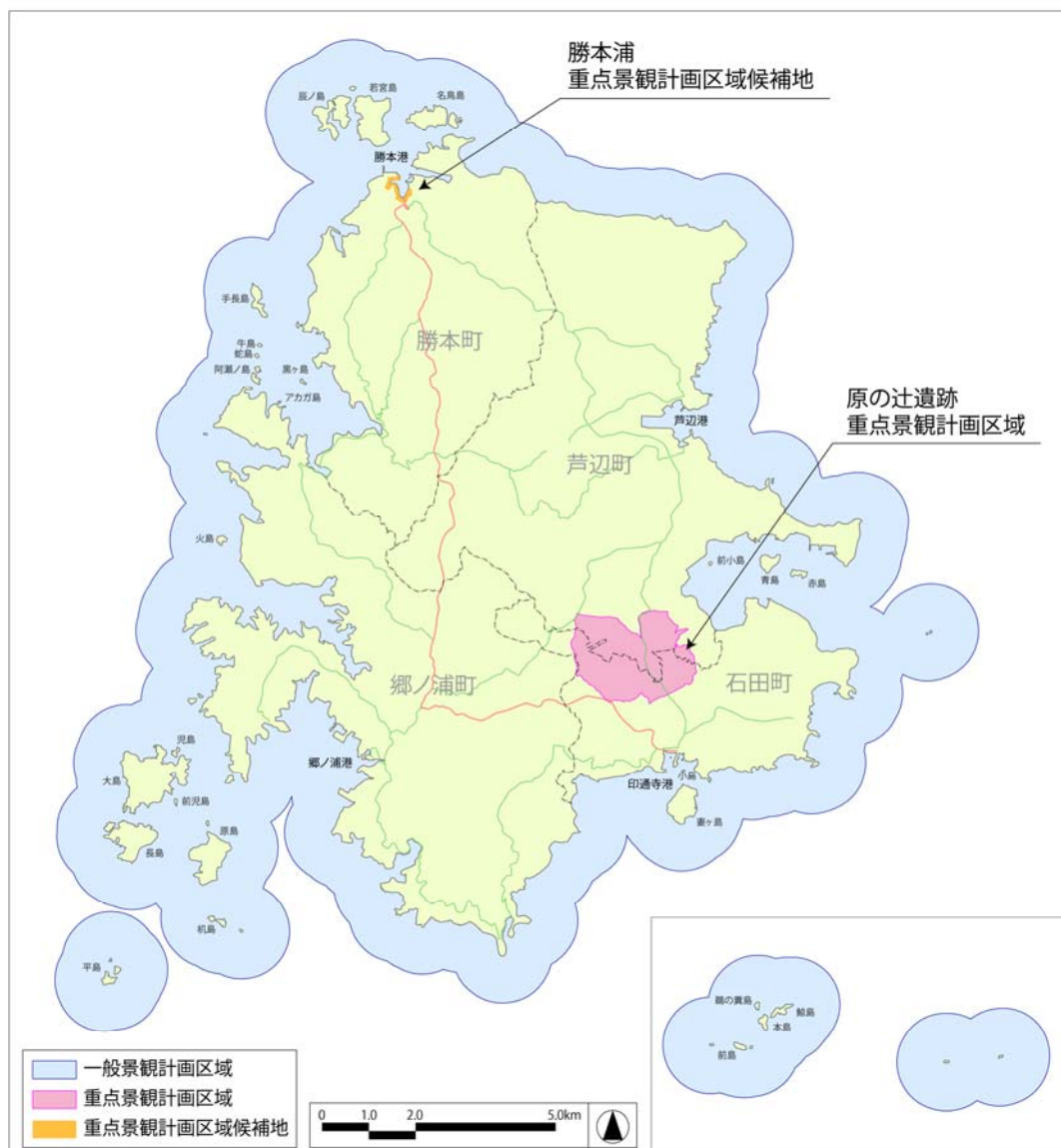
重点景観計画区域に準じて、今後地域の景観形成に対する熟度の向上を図りながら、将来的に重点景観計画区域への指定を目指して行く候補地として、勝本浦地区を位置づけます。

■勝本浦地区

勝本浦は、壱岐市の北端に位置する港町で、古くから大陸への玄関口として栄えた場所でもあり、現在はイカ釣り漁業で日本有数の水揚げを誇る漁港の町として知られています。また、江戸時代から続いている朝市を目当てに、観光客が訪れています。

この勝本浦の大きな特徴として、漁港を取り囲むように形成されたまち並みがあります。かつて捕鯨基地として栄えた頃、当時の豊かな経済力を背景に建てられた建物群は、古くは江戸期から、明治・大正まで数多く残されており、勝本の特徴的な景観を形成する重要な要素となっています。

こうした歴史あるまち並みと壱岐市の産業を支える勝本漁港、そして沖合に浮かぶ辰ノ島に代表される豊かな自然環境を背景とした景観を保全していくため、一定の基準に基づく景観形成の必要性が認められることから、当該区域を重点景観計画区域候補地とします。



図：景観計画区域図

1. 基本理念

九州と対馬の中間地点で玄界灘に面する壱岐市は、大小 24 の島によって構成されています。美しい海や特徴的な海岸線、さらには内陸部に広がる丘陵地の緑により構成される豊かな自然と、先史以来『魏志倭人伝』に登場する「一大國（一支國）」からの連綿と続く歴史や文化が数多く受け継がれてきました。その「一大國（一支國）」の都である弥生時代の環濠集落「原の辻遺跡」の周辺は、当時から現在に至るまで農の風景が続いており、現在においても壱岐市の産業を支え、また景観の重要な構成要素の一つとなっています。

特に、壱岐の農業は、散居集落という独自の集落形態をとりながら受け継がれてきており、住宅と農地、そして防風林やかつての薪炭林として使われていた背後の背戸山が織り成す農村景観は、壱岐市の景観を語る上で欠かすことのできないものです。

また、周辺の豊かな海域を漁場として発展してきた漁業の景観や、勝本浦地区における鯨組の歴史を今に伝える古いまち並み、そしてフェリーターミナルを中心とした新しいまちの景観など、多様な景観のなかに息づく人々の暮らしを見ることができます。

壱岐市の景観形成においては、これらの多様で独自性の高い景観を守りながら、現代の暮らしとどのように共存を図っていくかという方向性を見定めることが必要です。そして、市民が誇りに感じ、そして来訪者に「また訪れたい」と思わせる景観を、守り、つくり、育てていくことが求められています。

こうした壱岐市らしい景観が、市民の共有財産であることに多くの市民が気づき、これからのまちづくりに活かしていくための道標となることが本計画の役割であり、市民、事業者、行政が協働で取り組むことによって、壱岐市の景観形成を確実に推進していくものとします。

海とみどりと歴史を受け継ぎ、未来へ伝える景観づくり

市民一人ひとりが笑顔で“いきいき”と暮らすことのできるまちへ



2. 基本方針

計画の基本方針は以下に示すとおりです。

◆方針1：壱岐市の景観を **知る**

基本理念の実現に向けては、壱岐市民をはじめとして、壱岐市の景観形成に関わる全ての関係者が、壱岐市の景観の良さを知ることが必要です。そのためには、壱岐市の景観の良いところだけではなく、現在抱えている問題点をも含めた壱岐市の景観の現状を知る機会を創出していかなければなりません。

そこで、景観づくりの初期段階として、多くの市民や事業者が主体的に参画できる様々な取り組みを実践し、景観に関する関心や意識を高めていくための素地づくりを行います。

◆方針2：壱岐市の景観を **守る**

壱岐市の景観は古来より受け継がれてきたものであり、それらを構成する、海、緑などの豊かな自然景観、悠久の流れを感じさせる歴史景観、農漁業により支えられる産業景観、そして地域の暮らしの中に根差した生活景観等、市民が誇りに思うこれらの「壱岐らしい」景観を支える様々な要素を確実に保全していきます。

- 丘陵地に広がる緑や美しい海、また海食崖や砂浜などの変化に富む海岸線、外海に浮かぶ島々などの自然景観は、壱岐市の景観の基盤としての価値を有することは言うまでもありません。そして、多くの観光客は、その美しい自然を体感し感動を得るために壱岐市を訪れます。これらの自然景観は、その環境そのものを保全するだけでなく、周辺環境を含め一体的な景観として捉え守っていくことが求められることから、これらの自然景観を阻害する可能性のある開発行為については、周辺との調和に十分に配慮した適切な誘導を図っていきます。
- 農業や漁業など、壱岐市の産業を支える産業景観は、壱岐市の地形的特性を考えた上で形づくられた固有の景観です。これらの景観は、壱岐市の人々が創意工夫の中で生み出し受け継いできた、いわば生活に密着した風景であり、壱岐市の景観の原点ともいえる貴重な構成要素でもあります。そのため農漁業振興施策との整合を図りながら、産業振興に支障をきたさない範囲における景観形成を図っていきます。
- 弥生時代に「一大國（一支國）」として栄えた往時の風景を彷彿とさせる原の辻遺跡とその周辺、元寇の爪痕を今に伝える関連史跡、そして江戸から明治にかけて捕鯨で栄えていた当時のまち並みを残す勝本浦など、壱岐市の歴史を語り継ぐ景観資源が数多く所在しています。

これらの歴史景観については、そのものを確実に保全していくことに加えて、周辺環境を含めた歴史的風致保全の観点から、周辺との調和に十分に配慮した適切な誘導を図っていきます。



◆方針3：壱岐市の景観を **つくる・育てる**

壱岐市においては、伝統的な魅力ある景観が数多く存在する一方で、フェリーターミナル周辺や主要幹線道沿い等において、商業施設や業務系施設の立地による新しいまち並みが形成されつつあります。

また、近年の再生可能エネルギーへの転換という流れによって、メガソーラー発電施設や新たな風力発電施設の設置等が想定されます。

これらの新たな開発行為は、壱岐市における地域活性化や定住促進等の施策を進めていく上では非常に重要な事業である一方、景観に与える影響が大きなものになることが考えられるため、経済活動の活性化という側面に配慮しながらも、その影響を最小限に抑えていくための景観形成を図っていきます。

- 住みたくなる、訪れたくなるまちを目指していくために、全市域を対象に、守るべき緩やかなルールを定め、壱岐らしい景観形成を誘導します。
- 景観に大きな影響を与える大規模な建築物や工作物の設置、開発行為等については、既存の景観との調和を図っていくために守るべき景観形成基準を設け、きめ細かく誘導します。
- 海岸、河川、道路等について、自然や歴史に配慮した整備を展開していくことで公共の空間を演出・活用します。
- 公共施設の整備については、壱岐市の景観形成を先導するデザインとなるよう取り組みます。

◆方針4：壱岐市の景観を **活用する**

景観を守り、つくり、育てていく、そして、景観づくりによる地域の活性化や定住促進、また観光振興といった将来ビジョンに向かって取り組んでいくことが必要不可欠です。

市民、事業者、行政が協働で景観づくりに取り組むことで、新しい壱岐市のつながりを生み出し、良好な景観が保全されていきます。そして、こうした流れをまちづくりへと繋げていくことを、景観づくりの目標として掲げます。

- 景観づくりへの市民の理解を深め、景観を活用したまちづくりの推進拡大を目指し、地域の活性化に役立てていく意識と意欲を育てます。
- 景観づくりに関する効果的な情報発信を実施し、ワークショップ等を通じて意識の共有を図るとともに、各種市民活動を支援し、担い手の育成に取り組みます。
- 学校教育や生涯学習と連携し、景観に対する意識を次世代に継承していきます。
- 景観づくりを農漁業や商工業に関連したブランド価値を高める取り組みにつなぎ、地域の産業発展とともに景観づくりの意味を強調していきます。
- 「また訪れたいまち」となるよう、来訪者を感動させる壱岐市の景観を観光振興の取り組みと一体的に捉え具体的に展開していきます。

3. 重点景観計画区域における景観形成方針

重点景観計画区域では、壱岐らしさの確実な保全及び創出を図りながら、本市の景観形成を先導していくために、重点景観計画区域の景観形成方針を定めます。

■ 原の辻遺跡重点景観計画区域における景観形成方針

- 国民共有の財産である特別史跡原の辻遺跡の確実な保存管理を前提とし、史跡地のバッファゾーンとして位置づけられる周辺環境に対して、景観保全を図っていきます。
- 史跡地周辺の景観特性に応じた建築物、工作物等の高さ、形態、配置の適切な誘導を図り、良好な史跡地景観の保全を図っていきます。
- 史跡地内から周囲に連なる稜線への豊かな眺望の保全を図っていきます。
- 弥生時代当時の風景に近い景観を構成すると考えられる、史跡地と周辺の農地のつながりの保全を図っていきます。
- 農業施設等の建設に際しては、市の農業施策との整合を図りながら、史跡地景観との調和に配慮した景観形成を図っていきます。
- 史跡地近傍を縦貫する県道 23 号や周囲の稲作地帯を支える幡鉾川等は、史跡地のバッファとして位置づけられる公共施設であり、その改修、整備の際には、史跡地景観への配慮を行います。



景観法では、良好な景観の形成に関する方針の実現のために、景観計画に「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」（以下、「行為の制限に関する事項」という。）を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図ることとしています。

本市においても、届出対象行為及び景観形成基準を設け、該当する行為を行う場合には、景観形成方針に十分に配慮することとします。

1. 一般景観計画区域における行為の制限

壱岐市固有の優れた景観を守り育てていくために、市全域において、景観に大きな影響を与える可能性の高い大規模な建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限（景観形成基準）に合致したものとするのが求められます。以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

(1) 一般景観計画区域における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①建築物の建築等※1		高さが13m以上の建築物、又は延べ面積が500㎡以上の建築物
②工作物の建設等※1	塔状工作物類・遊戯施設類	高さが13m以上のもの（ただし、電柱を除く）
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	高さが13m以上のもの、又は築造面積500㎡以上のもの
	垣・柵・塀類	高さが3m以上のもの
	農業用施設等	高さが3m以上のもの、又は設置面積100㎡以上のハウス構造のもの（ただし、施設園芸用ハウスを除く）
	橋梁・歩道橋・高架道路類	延長20m以上のもの
	太陽光発電*パネル等	パネル面の面積が100㎡以上のもの
③開発行為		面積が10,000㎡（都市計画区域内は3,000㎡）以上の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		面積が10,000㎡（都市計画区域内は3,000㎡）以上のもの
⑤木竹の伐採		伐採面積が1,000㎡以上のもの
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模1,000㎡以上、又は堆積の高さ4m以上のもの
⑦公有水面の埋立て		規模に関わらず全ての埋立て
⑧特定照明*		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※1：外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更については、外観変更に係る見附面積*の合計が全体見附面積の1/2以上のもの

※ただし、P34に示す行為については、届出の対象外となる。

(2) 一般景観計画区域において届出の対象外となる行為（景観法第 16 条第 7 項関係）

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

①地盤面下又は水面下における行為

②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等

③次に掲げる木竹の伐採

ア：除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

イ：枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ：自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

エ：仮植した木竹の伐採

オ：測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

④屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

・堆積の期間が 90 日未満のもの

⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

⑥他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為

ア：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為

イ：長崎県文化財保護条例、及び、壱岐市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為

ウ：自然公園法により許可、届出を要する行為

エ：都市公園法の都市公園内で行う行為

オ：屋外広告物法の規定に適合する行為

⑦非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑧国の機関又は地方公共団体が行う行為

※届出対象となる規模の行為については、事前に壱岐市への通知が必要である。なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。

⑨景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為

ア：景観重要建造物

イ：景観重要公共施設

ウ：景観農業振興地域整備計画

(3) 一般景観計画区域における景観形成基準

行為		行為の制限（景観形成基準）
①建築物の建築等	配置・高さ	■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。 ■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周囲の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合はこの限りではない。
	意匠・素材	■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのものを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。
	色彩	■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル[*]表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度4以下 ※ただし、アクセント色として外壁の各方面の見附面積の10%以内の使用は可能。
		■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度2以上6以下かつ彩度6以下 ・ その他の色相を使用する場合は、明度2以上6以下かつ彩度4以下 ・ N（無彩色）においては、明度2以上6以下
	緑化	■敷地面積に対して緑地率で10%以上又は緑被率で20%以上の緑化を行うものとする。
	設備	■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
②工作物の建設等	配置・高さ	■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した高さ・配置となるように努める。 ■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ■行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周囲の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないように配置などを工夫する。
	意匠・素材	■背景となる緑の稜線や海の広がり等、周囲の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのものを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。
	色彩	■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度4以下

③開発行為	■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採	■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 ■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における物件の堆積	■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑦公有水面の埋め立て	■護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するような形態、素材、色彩等を工夫する。
⑧特定照明	■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける

2. 原の辻遺跡重点景観計画区域における行為の制限

原の辻遺跡重点景観計画区域においては、「重点景観計画区域における景観形成の方針」に基づき、以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

(1) 原の辻遺跡重点景観計画区域における届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①建築物の建築等		すべての行為※ (ただし、外観の変更に係る部分の見附面積が 10 m ² 以内の行為については除く)
② 工 作 物 の 建 設 等	塔状工作物類・遊戯施設類	すべての行為※
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等	すべての行為※
	垣・柵・塀類	すべての行為※
	農業用施設等	すべての行為※ (ただし、施設園芸用ハウスを除く)
	橋梁・歩道橋・高架道路類	すべての行為※
	太陽光発電パネル等	すべての行為※
③開発行為		すべての行為※
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更		すべての行為※
⑤木竹の伐採		すべての行為※
⑥屋外における物件の堆積		堆積を行う土地面積の合計が堆積規模 500 m ² 以上、又は堆積の高さ 2 m以上のもの
⑦特定照明		届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、30 日以上継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更

※ただし、P 38～39 に示す行為については、届出の対象外となる。

(2) 原の辻遺跡重点景観計画区域において届出の対象外となる行為

(景観法第16条第7項関係)

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

①地盤面下又は水面下における行為

②仮設の建築物の建築及び工作物の建設等

③法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

④通常の管理行為、軽易な行為

ア：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの

- ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為で、当該行為に係る部分の見附面積が10㎡以内のもの（ただし、当該行為に係る部分の外観面積が全体外観の1/2を超えるものは届出を要する）

イ：工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更行為で、次のいずれかに該当するもの

- ・擁壁等法面保護構造物その他これらに類するもので、その面積の合計が10㎡以内の建設等
- ・垣・柵・塀、その他これらに類するもので、その高さ×長さの面積の合計が10㎡以内の建設等
- ・電柱・照明柱・サインポール、携帯電話用アンテナ・送電鉄塔、煙突・排気塔、鉄筋コンクリートの柱・鉄塔、電波塔・記念塔、その他これらに類するもので、地盤面から工作物の上端までの高さが5m未満の建設等
- ・当該敷地に存する建築物に附属する物干場、道路（私道を除く）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物の建設等
- ・農林漁業を営むために行う、高さが1.5m未満の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
- ・農林漁業を営むために行う、幅員が2m未満の用排水路又は幅員が2m未満の農道若しくは林道の設置
- ・その他の工作物で、築造面積の合計が10㎡以内の建設等

ウ：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為、及び、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為で、以下のいずれかに該当するもの

- ・当該行為に係る部分の土地の面積が100㎡未満のもの（ただし、これにより法面若しくは擁壁が生じ、その高さが1.5mを超える部分の面積の合計が10㎡を超える場合は届出を要する）
- ・農林漁業を営むために行う土石の採取、鉱物の掘採

エ：木竹の伐採で、次のいずれかに該当するもの

- ・伐採面積が 100 m²未満のもの（ただし、景観上、地域のシンボルとなっている樹木など、地域の人々に親しまれ、大切にされてきた木竹の伐採は届出を要する）
- ・除伐、間伐、枝打ち、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ・仮植した木竹の伐採
- ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

オ：屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積で、次のいずれかに該当するもの

- ・その用に供される土地の面積が 100 m²未満、かつ、高さ 1.5m未満のもの
- ・堆積の期間が 30 日未満のもの

⑤他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為

ア：文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為

イ：長崎県文化財保護条例、及び、壱岐市文化財保護条例の規定により許可、届出を要する行為

ウ：自然公園法により許可、届出を要する行為

エ：都市公園法の都市公園内で行う行為

オ：屋外広告物法の規定に適合する行為

⑥非常災害のために必要な応急措置として行う行為

⑦国の機関又は地方公共団体が行う行為

※届出対象となる規模の行為については、事前に壱岐市への通知が必要である。

なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。

⑧景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為

ア：景観重要建造物

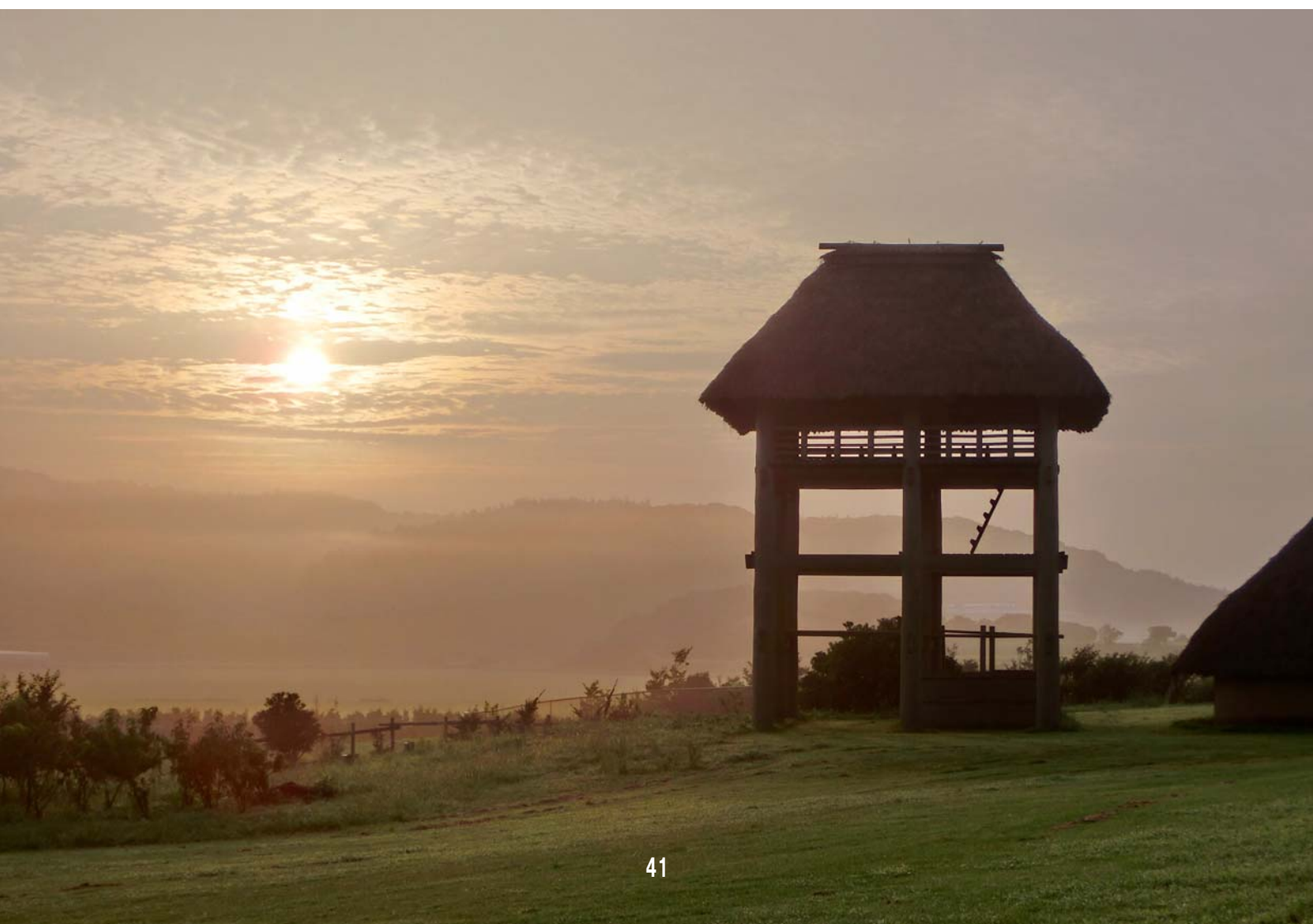
イ：景観重要公共施設

ウ：景観農業振興地域整備計画

(3) 原の辻遺跡重点景観計画区域における景観形成基準

行為		行為の制限（景観形成基準）
① 建築物	配置・高さ	■ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮した建築物や建築設備の高さ・配置となるように努める。 ■ 周囲のまち並みや自然等との調和に配慮し、その高さは屋上部に設ける建築設備を含めて10m未満とする。 ※ただし、公益性の高い建築（学校等の教育施設や病院・老人ホームなどの医療関係施設等）や、その他高さ制限を緩和しても当該建築物が良好な景観を形成するための方針に則り、かつ、周辺の自然環境を背景とした景観に調和するように工夫されたと市長が認める場合はこの限りではない。
	意匠・素材	■ 背景となる豊かな自然環境や歴史、文化に配慮し、外壁に自然素材を使用するなど、原の辻遺跡を中心とした歴史的風致に調和するよう努める。 ■ 原の辻遺跡を中心とした農地の広がりによって構成される弥生の風景に与える影響を軽減するために、周辺環境と不調和をきたすような特異なデザインを避ける。
	色彩	■ 基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
		■ 基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度4以下 ・ その他の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度2以下 ・ N（無彩色）においては、明度2以上5以下
	緑化	■ 敷地面積に対して緑地率で10%以上又は緑被率で20%以上の緑化を行うものとする。
	設備	■ エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所へ設置することとする。困難な場合は、建築物本体と一体化し、同調して目立たないような工夫をすることとする。
② 工作物	配置・高さ	■ 主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないよう配慮し、原則として13m未満とする。 ■ 行為地が丘陵の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。 ■ 太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園などの公共の場所から目立たないよう配置などを工夫する。
	意匠・素材	■ 原の辻遺跡を中心とした農地の広がりによって構成される弥生の風景に与える影響を軽減するために、周辺環境と不調和をきたすような特異なデザインを避ける。
	色彩	■ 基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次のとおりとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下

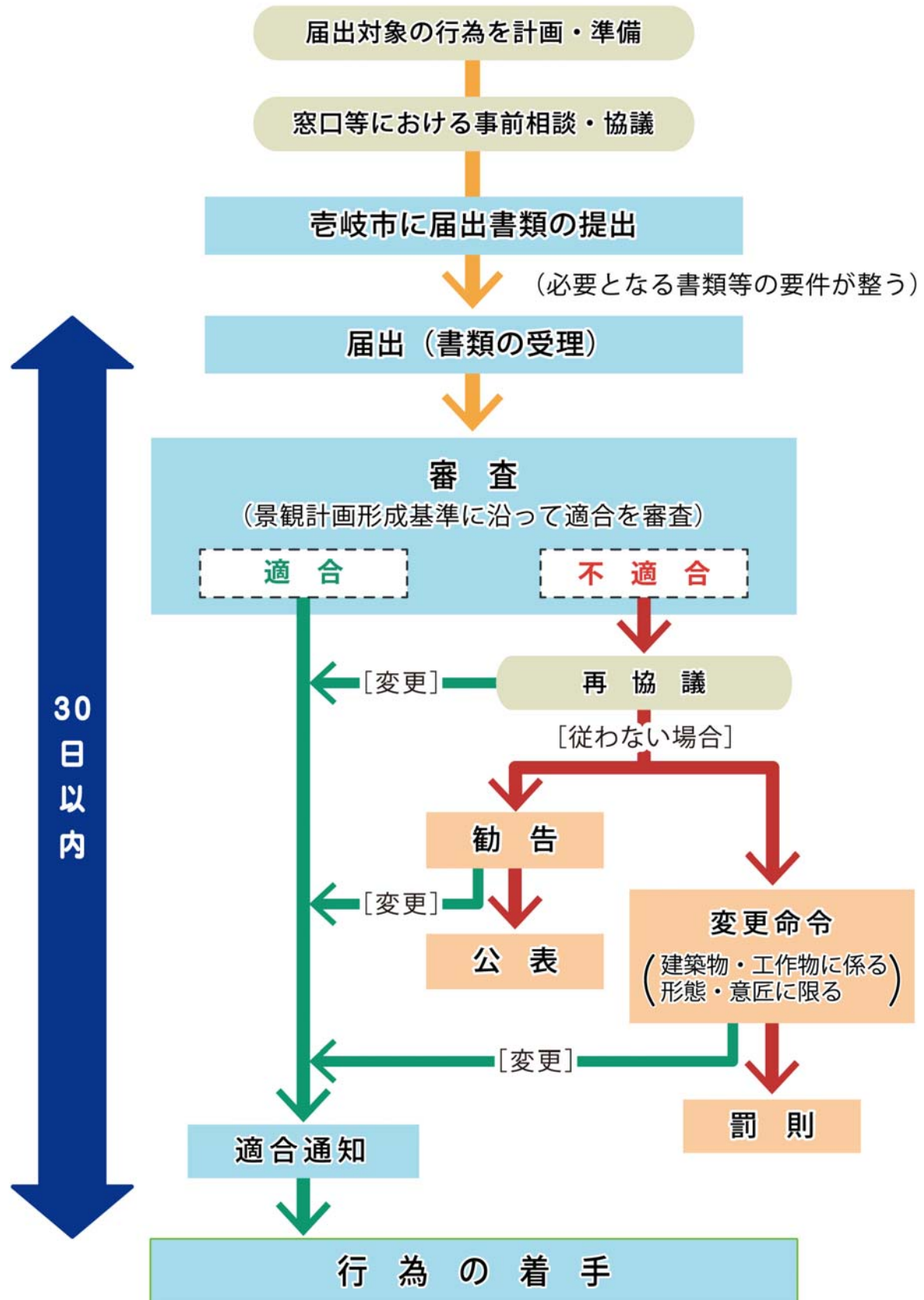
③開発行為
■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。 ■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。
④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更
■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。
⑤木竹の伐採
■周辺景観への影響に配慮し、また、樹木の樹種、樹齢、樹形、機能等の価値に配慮し、検討する。 ■伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。
⑥屋外における物件の堆積
■堆積物が道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
⑦特定照明
■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。



3. 届出の流れ

景観法に基づく届出の流れは、以下のとおりです。

国又は地方公共団体が行う行為については、「届出」に代わり「通知」が必要です。



1. 景観重要建造物の指定に関する事項

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえた上で、所有者の意見を尊重し、景観上重要な建築物、工作物を市長が指定します。

景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は市長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

壱岐市では、以下のような観点から選定及び指定します。

- ・ 周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- ・ 地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- ・ すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- ・ 地域の伝統的な様式を継承している建造物
- ・ 壱岐市観光名所となっている建造物
- ・ 市民に親しまれ、愛されている建造物

※対象とならない重要建造物

- ・ 重要文化財、特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

2. 景観重要樹木の指定に関する事項

景観重要樹木とは、地域の景観上重要な樹木を所有者の意見を尊重し、市長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採、移植は市長の許可が必要となります。また、市長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

壱岐市では、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを以下のような観点から選定及び指定します。

- ・ 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- ・ 地域のシンボルとなっているもの
- ・ 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- ・ 市民に親しまれ、愛されているもの

※対象とならない重要樹木

- ・ 特別史跡名勝天然記念物並びに史跡名勝天然記念物として、指定又は仮指定されているもの。

1. 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに地域の景観に対して大きな影響を与えます。これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設については、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設に指定します。

2. 景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下のとおりです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑨その他政令で定める公共施設

これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設の質を向上、改善を行うことで、壹岐らしい良好な景観形成を目指します。

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

3. 指定の方針

壱岐市では、下記の①～④に該当するものを景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②壱岐市の玄関口となる公共施設
- ③壱岐市の特徴を表している公共施設
- ④壱岐市にふさわしい魅力ある景観形成が必要な公共施設

第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

良好な景観形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について次のとおり基本方針を定めます。

- ・屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とし、できる限り集約化を行うよう努めます。
- ・のぼり旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、周辺環境や建築物と調和したものとしします。
- ・必要最小限の規模にとどめ、山並みや周辺の景観から突出した印象を与えないよう配慮します。
- ・建築物及び工作物に付随する場合は、当該建築物並びに工作物との調和を図ります。
- ・文化財をはじめとする歴史的資源や景観重要建造物や樹木等、景観形成上重要な施設などの隣接地では、当該施設が有するイメージを損なわないよう、色彩、形態の工夫をし、周辺との調和するデザインとするよう努めます。また、当該施設などへの眺望を乱さないよう設置位置にも配慮します。

現在、壱岐市では屋外広告物に関する規制に関する自主条例が無いため、「長崎県屋外広告物条例」の適用をしております。（現在の対象地区は、郷ノ浦都市計画区域内及び壱岐空港周辺のみ）

今後は、壱岐市独自の広告物規制の条例制定を目指し、取り組みを行っていきます。

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

散居集落により構成される数多くの「触」が、壱岐市の豊かな農村景観を形成しています。また、原の辻遺跡周辺には、一支國の時代から連綿と弥生の風景を伝える広大な農地が広がっています。

こうした美しい農村景観は、壱岐固有の地勢や歴史、そこで暮らす人々の暮らしの中で形成されてきたものであり、特徴的な壱岐市の景観特性を語る上で、非常に重要な意味を有しています。

こうした農村景観が広がるエリアは、壱岐市の内陸部の大部分を占めており、その景観の保全には、良好な営農環境の確保や集落の活力維持に向けた取り組みが重要となります。

そのため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。

第10章 自然公園法の許可の基準

(景観法第8条第2項第4号関連)

壱岐市は、全域が壱岐対馬国定公園に指定されており、沿岸部及び公有水面の一部は、自然公園法に基づく特別地域、特別保護地区又は海域公園地区となっています。

これらの区域内における工作物の建築等、一定の行為については、これまでも自然公園法に基づき、許可制による規制が行われています。今後、壱岐市の景観上の特性を踏まえて、更なる上乘せの基準の設定が必要となった場合には、関係機関と連携を図りながら検討を行います。

1. 市民・事業者・行政等の連携

彦根市の良好な景観形成の推進にあたっては、公共空間だけでなく、市民や事業者などが所有する空間も、景観を構成する要素として捉えることが大切です。そのため「市民」、「事業者」、「行政」は、それぞれの自主的な取り組みとともに、連携・共同により景観形成に取り組む必要があります。

①市民の役割

- ・自らが景観形成の主体であることを意識し、景観づくりへの関心・理解を深め、自主的・積極的に景観づくりに努めます。
- ・市等が実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加・協力します。

②事業者の役割

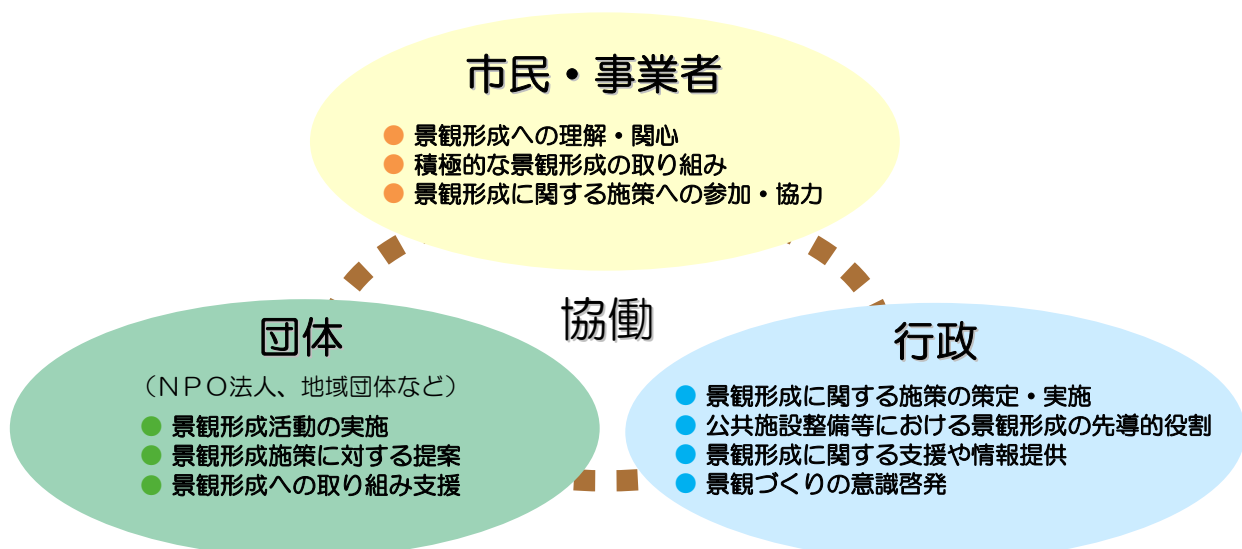
- ・事業者が管理する建築物等や事業活動が、景観に影響を与えることを認識し、事業活動を行うにあたって、地域における景観形成に貢献するように努めます。
- ・市が実施する景観形成に関する施策に、積極的に参加・協力します。

③行政の役割

- ・景観形成に関する施策を総合的に策定し、これを計画的に実施します。
- ・公共施設等の整備を行う際は、良好な景観形成に先導的な役割を果たすよう努めます。
- ・良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、市民、事業者等の意見を反映するために必要な措置を講ずるよう努めます。
- ・景観形成に関する市民、事業者への意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めます。
- ・景観形成に関する取り組みへの支援や情報提供を積極的に行います。

④団体（景観協議会、NPO法人など）の役割

- ・地域が主体となり景観形成に取り組む団体や景観法第15条第1項に規定する景観協議会等は、それぞれの活動の中で積極的な景観形成を実施します。
- ・行政が実施する景観形成に関する施策に、参加・協力し、行政や事業者に対して景観形成施策に対する提案をします。
- ・まちづくりに関わるNPO団体などは、それぞれが持つ知識や経験を活かし、コーディネーター等の立場から市民、事業者、行政が行う景観形成の取り組みを支援します。



2. 市民意識の醸成に向けて

①広報、啓発に向けた取り組み

市民、事業者等の景観形成に対する理解を深めるため、市広報の掲載、パンフレット等を活用し周知するとともに、世代を問わず研修会などの開催やホームページでの紹介を行い、風景に対する意識や感性を育むための出前講座や定期的なニュースの発行などによる情報提供に取り組みます。

②市民提案制度の実現

地域自治会やまちづくりNPOなどが、景観法に基づき市に対して景観計画の変更を提案することができます。具体的には以下の事項について、提案制度の対象とすることを想定しています。

- ・景観重要建造物の推薦
- ・景観重要樹木の推薦
- ・重点景観計画区域への推薦

3. 推進方策

①建築物等の誘導による良好な景観の形成

建築物や工作物、屋外広告物について、地域の特性（自然や歴史、文化）に応じた行為の制限による規制誘導に努めます。

②景観に配慮した公共事業等による誘導的な景観の形成

行政が先導的に公共公益空間の景観の質的向上に努めます。まちの骨格となる道路、河川などについては、景観の視点からの検討を加え、地域環境の向上に努めます。

③市民、事業者、行政の相互理解と協働

お互いが対等な立場で果たすべき役割と責任を自覚し、良好な景観形成という共通の目標に向かって、市民、事業者、行政の協働による景観形成の推進に努めます。

④ひとづくりの推進

市民一人ひとりが景観に対する理解をより一層深めるための意識啓発及び知識の普及に取り組みます。

⑤景観形成の推進

良好な景観を形成するための自主的な活動を支援するとともに、景観法に基づく「景観協定」の活用を推進します。

4. 推進体制

① 壱岐市景観審議会の位置づけと役割

景観計画区域における良好な景観形成を図るため、様々な立場の関係者が参加し、壱岐市の景観を考え協議を行う場として、壱岐市景観審議会を設立し景観行政への取り組みを推進します。

良好な景観形成の推進や一層の充実化を図るためにも、これらの体制を十分に活用し、それぞれの役割に応じ、効果的な連携を図りながら運営を行っていきます。

表：景観審議会の位置づけ

目的	市長の諮問に対し、壱岐市景観計画に関連する重要事項を審議する
主な役割	○壱岐市景観計画の変更や見直し、景観条例の改正に関わる審議 ○届出制度における、景観法に基づく勧告、命令などに対する意見 ○景観重要建造物・樹木の指定に対する意見 ○景観形成施策の進行状況の確認 ○大きく景観へ影響を及ぼすおそれのある計画への助言
構成員	○有識者（土木、都市計画、建築、造園・景観、観光などの専門分野） ○市内有識者 ○関係者（建築士会、宅建業協会、商工会） ○市民代表 ○行政
人数	15名以下
開催	年に1～2回程度（一定の定期開催）
位置づけ	市条例により位置づける

② 長崎県美しい景観形成アドバイザーの派遣制度

市民や市・県の機関が美しい景観形成を目指した計画づくりや施設の設計を行う場合等に、市長の申請等に基づき、あらかじめ登録された関係分野の専門家の派遣を県に申請し、専門家による技術的支援を受けることができます。

資 料 編

1. 老岐市景観計画に係る取り組み状況

老岐市景観計画 策定委員会	第1回	平成 25 年 11 月 28 日
	第2回	平成 26 年 3 月 27 日
	第3回	平成 26 年 6 月 2 日
	第4回	平成 26 年 8 月 5 日
	第5回	平成 26 年 11 月 18 日
	第6回	平成 27 年 3 月 17 日

老岐市景観計画 策定庁内検討委員会	第1回	平成 25 年 8 月 28 日
	第2回	平成 25 年 11 月 18 日
	第3回	平成 25 年 12 月 25 日
	第4回	平成 26 年 2 月 27 日
	第5回	平成 26 年 7 月 9 日
	第6回	平成 26 年 11 月 17 日
	第7回	平成 27 年 3 月 12 日

老岐市景観計画 作業担当部会	第1回	平成 26 年 1 月 29 日
	第2回	平成 26 年 2 月 6 日
	第3回	平成 26 年 2 月 17 日

関係機関等との 協議・説明会	老岐市議会産業建設常任委員会 概要説明 平成 26 年 6 月 13 日	
	勝本浦まちづくり協定運営委員会 意見交換会 平成 26 年 7 月 1 日	
	長崎県建築士会老岐支部理事会 概要説明 平成 26 年 7 月 12 日	
	市職員（芦辺庁舎・石田庁舎） 概要説明 平成 26 年 7 月 17 日	
	市職員（郷ノ浦庁舎） 概要説明 平成 26 年 7 月 22 日	
	老岐土地改良区へ概要説明 平成 26 年 7 月 22 日	
	市職員（勝本庁舎） 概要説明 平成 26 年 7 月 23 日	
	老岐土地改良区・生産組合各団体 説明・意見交換会 平成 26 年 7 月 29 日	
	老岐振興局総務課 協議（自然公園関連） 平成 26 年 8 月 26 日	
	老岐振興局建設・管理・農林水産部 意見交換会 平成 26 年 9 月 9 日	
	長崎県建設業協会老岐支部 説明会 平成 26 年 11 月 13 日	

原の辻遺跡 重点景観計画区域 説明会	石田地区説明会（石田農村環境改善センター） 平成 26 年 10 月 21 日、10 月 22 日
	芦辺地区説明会（深江僻地保健福祉館） 平成 26 年 10 月 23 日、10 月 24 日
	石田・芦辺両地区説明会（原の辻ガイダンス） 平成 27 年 1 月 23 日、1 月 24 日
勝本浦 重点景観計画区域 (候補地) 説明会	勝本浦地区説明会（勝本町漁業協同組合本部） 平成 26 年 10 月 27 日
	勝本浦地区説明会（鹿ノ下自治公民館） 平成 26 年 10 月 28 日
	勝本浦地区説明会（正村自治公民館） 平成 26 年 10 月 24 日
広報等の活動	① 杵岐ケーブルテレビ 平成 25 年 12 月 20 日から平成 26 年 2 月 1 日まで 職員出演による杵岐市景観計画の取り組みに関するお知らせ の放送を行った。 （放映時間：15 分程度 放映回数：100 回）
	② 広報「杵岐」2 月号 景観計画に関する取り組みのお知らせ
	③ 景観とまちづくり講演会 平成 26 年 2 月 23 日(日) 一支部博物館で開催 （講演の模様を杵岐ケーブルテレビで放映）
	④ 杵岐市ホームページ まちづくりに景観計画のページを作成
	⑤ 自治公民館役員へ景観計画の概要説明（安全安心まちづくり交 付金と合同開催） 平成 26 年 7 月 12 日から 8 月 6 日まで （18 小学校区単位）・・・延べ 466 人参加
	⑥ 杵岐ケーブルテレビ 平成 26 年 9 月 20 日から平成 26 年 11 月まで 昨年度の内容から、建築物・工作物等の行為制限（取扱い） に関する内容を追加して放送を実施
杵岐市都市計画審議会	第 1 回 平成 26 年 12 月 18 日
	第 2 回 平成 27 年 4 月 16 日
市民意見（パブリッ ク・コメント）の募集	平成 27 年 2 月 9 日（月）～2 月 28 日（土） アクセス数 185 件 意見の提出 0 件

2. 策定委員会名簿

	役職	氏名	職名等
1	会長	片岡 力	長崎県美しい景観形成アドバイザー
2	副会長	中原 康壽	副市長
3	委員	眞鍋 陽晃	総務部長
4	委員	山本 利文	企画振興部長
5	委員	川原 裕喜	市民部長
6	委員	斉藤 和秀	保健環境部長
7	委員	堀江 敬治	農林水産部長
8	委員	原田 憲一郎	建設部長
9	委員	長嶋 立身	壱岐市観光連盟会長
10	委員	柳澤 護	壱岐市商工会長
11	委員	野見山 茂生	長崎県建築士会壱岐支部長
12	委員	赤木 英機	壱岐市農業委員会会長
13	委員	米倉 勇次	教育次長
14	委員	重本 利津子	公募委員
15	委員	濱 裕子	公募委員

3. 用語集 （本文中に「*」マークのついている用語の説明）

【あ行】

●魚つき（林）

保安林のひとつ。魚類の繁殖と保護を目的に、伐採を制限または禁止している岸近くの森林。木につく虫・微生物が水中に入ってえさとなり、また水面上に大きな影を落とし、魚類の好む暗所をつくる。

●屋外広告物

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

【か行】

●^{かいしょくがい}海食崖

海岸に迫る陸地の突出部が波の激しい浸食によって切立った崖になる。海に面したこの種の地形の総称。岩石に硬軟があれば奇形がしやすい。海食崖は海岸地域の景勝地の一要素となる。

●景観協議会

景観計画区域において、景観に関するルールづくりなど良好な景観の形成に関する協議を行うために設けられる機関。（景観法第15条）

●景観行政団体

景観法では、地域における景観行政を担う主体として「景観行政団体」という概念を設けている。景観行政団体は、景観計画の策定など、地域の良好な景観の形成に関する事項を定めることができる。都道府県や政令市、中核市は、景観法の規定により、法制定当初から景観行政団体になり、他の市町も、知事の同意を得ることで、景観行政団体となることができる。（景観法第7条）

●景観協定

区域内の住民ら全員の合意により協定を結び、良好な景観の形成についてルールを定めることができる。景観協定も自治体の許可が必要で、景観計画より細かく制限することができる。土地の所有者が変わっても、協定の内容は引き継がれる。（景観法第81条）

●景観計画

景観法で規定され、都市や集落などの地域と、これらと一体となって景観を形成する地域における、良好な景観の形成にかかる総合的な計画を「景観計画」という。（景観法第8条）

●景観整備機構

景観区域において、良好な景観の保全・形成に関して様々な活動を行うNPO法人や公益法人等の団体で、景観行政団体から指定される団体。

景観に関する住民の取組みに関して情報提供等の支援を行ったり、所有者と協定を結び景

観重要建造物や景観重要樹木の管理、良好な景観形成に関する調査・研究などを行う。（景観法第 92 条）

●景観地区

市街地の良好な景観の形成を図るために定められる地区で、市町村が強制力を持って建築物の形態や規模を規制することができ、従わない場合は工事停止、是正命令、及び罰則が与えられる。

景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しなくてはならない。また、地区内で建築等を行うためには、形態意匠の制限に適合することについて、市町村長の認定を受ける必要がある。（景観法第 61 条）

●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律（平成 17 年 6 月全面施行）。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体（市町村）は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。

沓崎市は平成 22 年 9 月に景観行政団体となっている。

【さ行】

●再生可能エネルギー

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

●条例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって、制定する法令のこと。

●水源涵養林^{かんようりん}

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節するための森林。水源林。

●叢林^{そうりん}

樹木が群がって生えている林。

【た行】

●太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接電力に変換する発電方式。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギーの利用の一形態。

●公有水面

河・海・湖・沼その他の公共の用に供する水流・水面で、国が所有するもの。

●^{ていせん}汀線

海面と陸地との境界線。なぎさの線。みぎわせん。

●特定照明

夜間、一定の期間継続して建築物や工作物等の外観に対して、その形態・意匠を演出するためにライトアップ等を行うもの。照明。（景観法施行令第4条第6項）

【は行】

●^{ふれ}触

杵岐独特の地名である“触（ふれ）”にまつわる由来はいくつか存在し、どの説が真なのかは定かではない。

<触の由来1>

中世の杵岐は『100 の村』に分かれていた歴史に始まり、江戸時代に『24 村 98 触』に区分された記録が残っており、この『100 の村≒98 触』の数字が近いことから、昔の村が触になったという説がある。“村”は古代において“ムレ”と読まれていた発音のなごりで“フレ=触”になったのではないかとされている。

<触の由来2>

江戸時代の享保年間（1716～1734 年）に藩が制定した行政区画のなごりといわれている。藩から庄屋への“通達文書”を“お触書”と呼び、そのお触書を村に伝える役職を触役（ふれやく）と呼んでいた。その触役が担当した区域を触とした結果、その区割りが現在まで残ったという説がある。

その他にも、韓国語で集落を意味する言葉が“プルもしくはプリ”と発音することから、その影響を受けて集落の単位が“フレ”となったという説もある。また、触れられる範囲〔=協力し合える範囲〕を1単位としたことからフレ（=触）とした結果、現在の地名になったという説もある。

【ま行】

●^{みつけ}見附面積

建築物の外壁および屋根、工作物の外観の一つの面における垂直投影面積をいう。

●マンセル表色系

アメリカの画家、・美術教育者の A.マンセルにより 1905 年に提唱された色彩の表記法。1943 年にアメリカ光学会が視感評価実験によって修正したものが、現在のマンセル表色系の基礎となっている。色彩を定量的に表す国際的な尺度で、日本では JIS Z 8721（三属性による色の表示方法）として規格化されている。マンセル色体系、マンセル・カラー・システム、マンセル・システムともいう。

【わ行】

●ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくため各種の共同作業を通じて計画づくりなどを進めていく方法をいう。

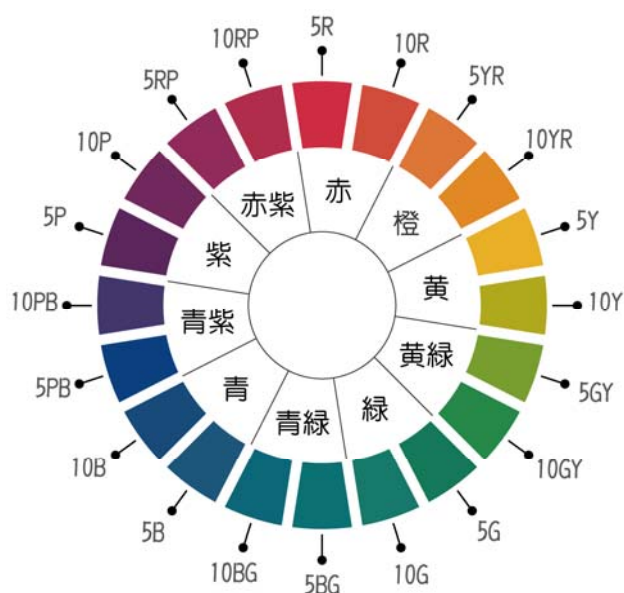
4. 建築物及び工作物の色彩について

一般景観計画区域と、原の辻遺跡重点景観計画区域における、建築物及び工作物に使用できる色彩の範囲は以下に示すの枠の通りです。実際に使用できるマンセル値については、色票にもとづき確認を行ってください。

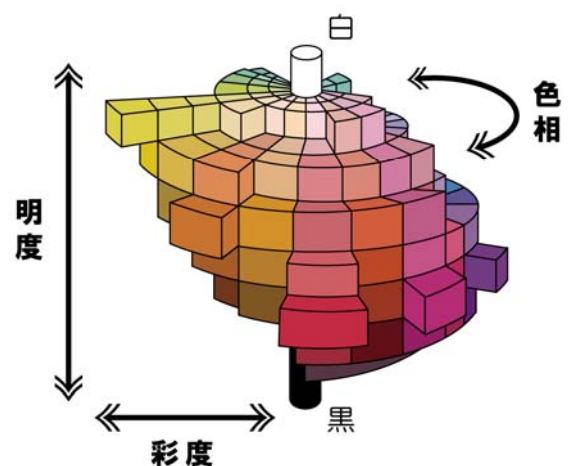
□色の数値化

マンセル値	正確な色を表現するために、色の三属性（色相、明度、彩度）を記号と数値で表示。
色相	色の種類で、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の基本5色とその中間色（橙（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP））の10色相がある。それぞれの色相が10等分され、1～10の番号で表示。
明度	色の明るさを表す数値で、光を100%反射する白を10、100%吸収する黒を0とし、その間に9段階設けて表示。（数字が大きいほど白に近く、明るい。）
彩度	色の鮮やかさを表す数値で、無彩色（白、グレー、黒）を0、色味が増すに従い14程度（色相により相違）で表示。

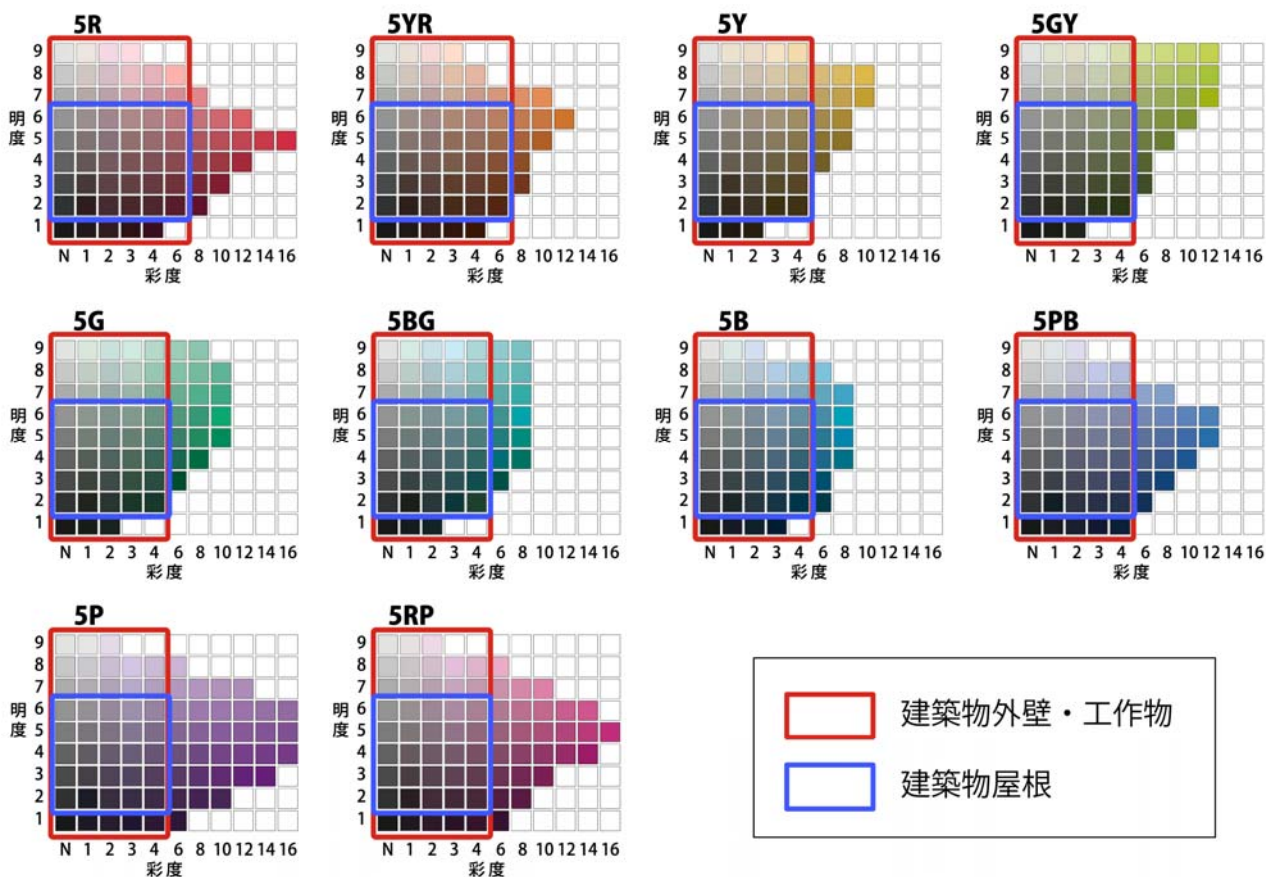
【マンセル色相環】



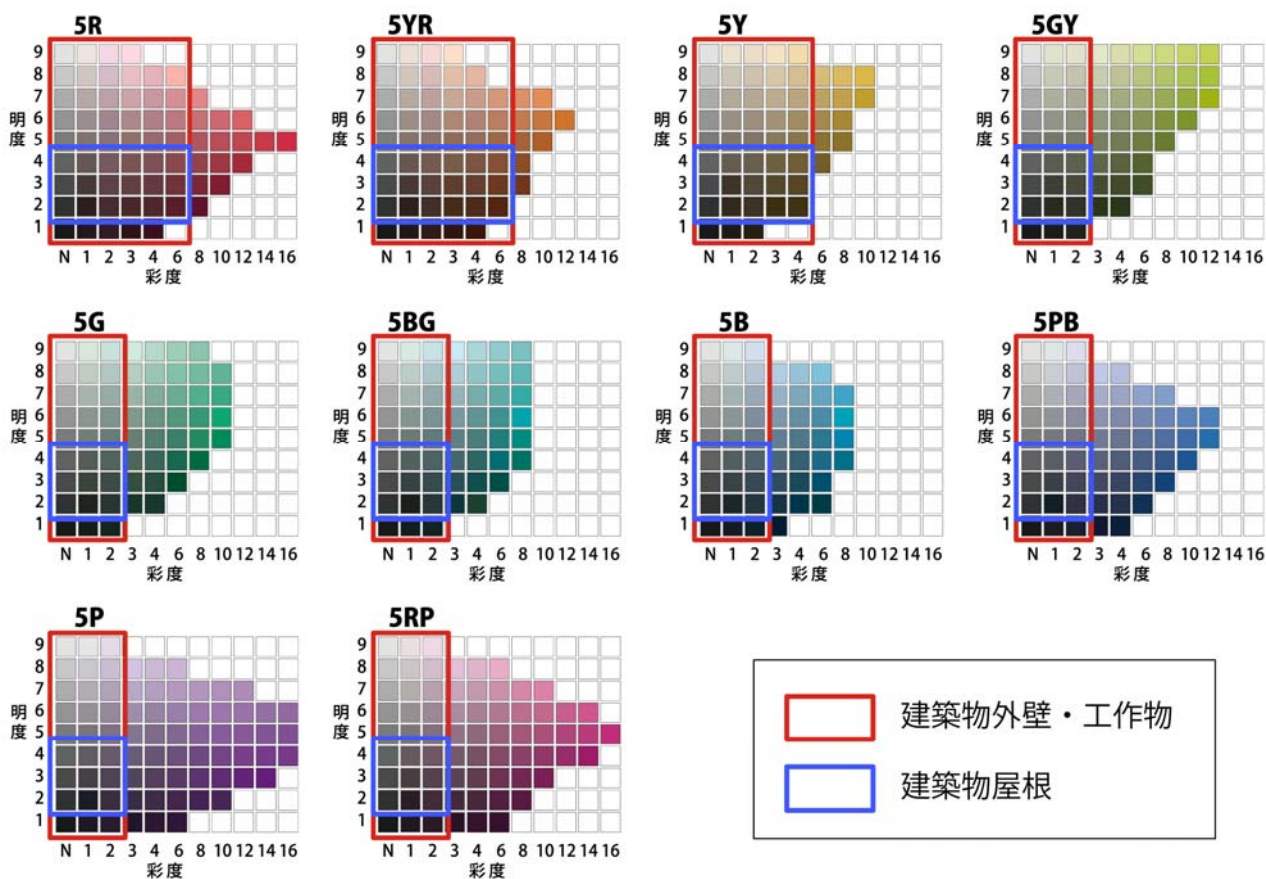
【マンセル色立体】



【一般景観計画区域】



【原の辻遺跡重点景観計画区域】



壱岐市



発行 壱岐市建設部建設課

〒811-5521 長崎県壱岐市勝本町西戸触182番地5 TEL 0920-42-1111
ホームページアドレス <http://www.city.iki.nagasaki.jp>